



第3編 基本計画

第1章 緑の将来目標

第1節 緑を取り巻く社会の変化

第2節 基本理念

第3節 緑の将来像

第4節 緑の目標水準

第5節 緑のまちづくりの基本方針

第2章 緑の将来像実現に向けた重点テーマ

第3章 緑地の機能別配置計画

第1節 環境保全機能の配置計画

第2節 防災機能の配置計画

第3節 景観形成機能の配置計画

第4節 レクリエーション機能の配置計画

第4章 実現に向けた施策の方針

第5章 緑地保全及び緑化の推進のための法制度の活用

第6章 緑化重点地区計画

第7章 「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」の創設

第1章 緑の将来目標

第1節 緑を取り巻く社会の変化

秋田市における緑をとりまく社会情勢の変化として、以下の項目が挙げられます。

● 人口減少と高齢化の進行

秋田市の人口は、平成17年10月現在で333,109人となり、平成12年にくらべ約3千人減少しています。今後もこの傾向は続くものと予想されており、人口減少社会に到来しています。また、高齢化率は平成17年10月現在で、約21%と5人に一人が高齢者であり、平成27年には約27%と4人に一人以上が高齢者である高齢化社会の到来が予測されています。

これまでのような成長発展のまちづくりからの脱皮した人口減少社会及び高齢化社会に対応していくことが求められています。

● 安全安心なまちづくりの実現

近年、各地で大震災が発生する等災害に対応したまちづくりが求められています。また、平成17年豪雪災害における交通障害、集中豪雨等による河川氾濫、土砂災害等、様々な自然災害に対する安全なまちづくりが求められています。

● コンパクトなまちづくり

人口減少社会において、効率的な社会基盤の活用のためこれまでの拡大する都市から、都市機能の集積したコンパクトなまちづくりが求められています。コンパクトなまちにおいては、歩いて暮らせるまちづくりを実現することが求められています。

● 市民協働の実現

市民のライフスタイルや価値観の変化にともない、市民ニーズは多様化、高度化しています。秋田市では今後とも厳しい財政状況が続くと見込まれていることから、「自分たちの地域は自分たちでつくる」という住民自治の原点に立ちもどり、市と市民がそれぞれの責任を再認識し、地域課題を迅速に効果的に解決していく仕組みづくりである市民協働を推進していくことが求められています。

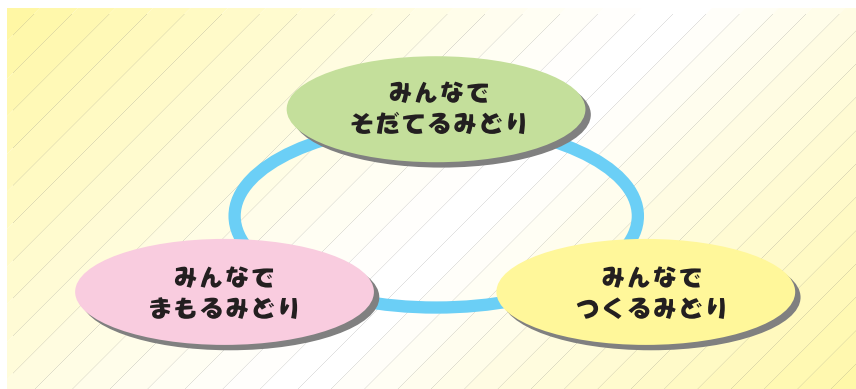
● 地球環境問題の深刻化

地球温暖化やヒートアイランド現象等、地球規模での環境問題が深刻化しており、その解決策の一つとして、緑の保全と創出が重要な課題となっています。

第2節 基本理念

遠くに見える山々の緑、まちにある木々の緑、花々の彩り、道や河原に見える緑、そして、身近にある公園等、都市にある緑は、私たちの暮らしに潤いを与え、快適な都市・生活環境、生物生息環境を創造し、まちに時の流れと風格を与える等、多くの恩恵を与えるものです。そして、この緑は、継承されてきた財産であり、これを次の世代に継承していくことは、今現在、ここに暮らしている私たちみんなに与えられている使命といえます。

私たちは、緑からの様々な恩恵を受け、文化的健康的な暮らしを実現し、しあわせを実感できるとともに、身近な公園や緑をきっかけとした新たなコミュニティを醸成し、そしてこれを子孫に受け渡していくことを目指して、「みんなでそだてるみどり」「みんなでつくるみどり」「みんなでまもるみどり」の3つのみどりを基本理念として掲げます。



3つの基本理念



**みんなで
そだてるみどり**

- ・ 水と緑の豊かなまちづくりには、市民と事業者、行政などの協働により取り組むことで実現されるものです。そして、緑とふれあうことにより、人々は安らぎを感じ、笑顔になることができます。
- ・ このため、緑に対して、みんなが関わることができること、そして、緑の大切さ、恩恵を一人でも多くの市民が実感できるための仕組みづくりを実現します。

**みんなで
つくるみどり**

- ・ 住宅地等に配置された身近なみどり（公園）を市民との協働で創造するとともに、道路や学校の公共公益施設の緑化、民有地の緑化など緑豊かで潤いのあるまちなみを創出します。
- ・ 千秋公園、大森山公園など、多くの市民が訪れ、自然とふれ合い楽しむことができるみどり（公園）についてもより多くの市民の関わりを実現し、一緒に創造して行きます。
- ・ この緑を創出するためには、市民、事業者、行政の協働により実現してきます。

**みんなで
まもるみどり**

- ・ 本市には、太平山や高尾山などの山々、雄物川、岩見川などの河川、市街地を囲むように広がる田園地帯、田園地帯の背後にそびえる里山、地域を見守ってきた社寺林、大木など貴重な緑の資源があります。
- ・ また、国指定史跡である秋田城跡をはじめとする各種文化財など、秋田市民のこれまでの歴史や風格を備えた緑の資源もあります。
- ・ この貴重な緑を、次の世代へ受け渡すため、みんなでこの緑をまもってくための取り組みを進めていきます。

(1) みどりの拠点づくり

● 広域的な緑の拠点

広域的な緑の拠点として、大規模公園や特殊公園、都市基幹公園（総合公園、運動公園）の整備、及び自然公園やその他の各種体験施設の緑地の保全・活用を図ります。

自然を楽しむ広域公園	県立小泉瀧公園
各々に個性ある総合公園	千秋公園、大森山公園、一つ森公園、太平山リゾート公園、御所野総合公園
スポーツレクリエーションの拠点となる運動公園	八橋運動公園、向浜運動施設、県立中央公園スポーツゾーン
手軽に美しい風致にふれる特殊公園	新屋海浜公園、勝平山公園、高清水公園、手形山公園
自然の様々な姿に触れる各種体験施設	花木観光農園、太平山県立自然公園、大滝山自然公園、浜田森林総合公園、仁別国民の森

● 身近な緑の拠点

日常圏における緑の拠点として、住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）等の都市公園や児童遊園地等の施設緑地を、日常的な利用に対応できるよう整備を図ります。

住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）の合理的配置と整備推進
児童遊園地の機能向上

● 秋田市の顔となる緑の拠点

秋田市の顔となる緑の拠点として、「顔」となる地区、及び地域の拠点となる地区等において、緑化の推進を図ります。

県都としての「顔」となる地区	駅前周辺、山王地区
地域の拠点となる地区	土崎地区、新屋地区、御所野地区

(2) 水とみどりのネットワークづくり

幹線道路の街路樹帯	幹線道路、都市計画道路
河川緑地の整備や河川沿いの歩道等を中心とする河川の緑	雄物川、岩見川、旧雄物川、太平川、旭川、草生津川、新城川
歩く楽しみ、ゆっくりサイクリングの楽しみを持てる広域遊歩道の緑	新奥の細道、広域自転車道（秋田男鹿自転車道、秋田中央公園自転車道、仁別雄物川自転車道）
まちの緑を楽しめる市街地内緑道等の緑	仲小路、秋田駅・千秋公園、山王帯状緑地

(3) まもり残していくみどり

● 秋田市を代表する緑

秋田市の自然環境を代表する山地域の緑	太平山一帯、高尾山周辺
市街地西側の海岸部の緑	勝平山一帯、海岸保安林
市街地周辺、平野部との境界に残る緑	太平山、金照寺山、一つ森、手形山、城址、金足、高清水、焼山、勝平山
市街地を貫流する河川	雄物川、岩見川、旧雄物川、太平川、旭川、草生津川、新城川

● すぐれた歴史的風土の緑

秋田市の歴史を象徴として古くから親しまれている緑	久保田城址
文化財と一体となった緑	秋田城址、天徳寺、旧奈良家住宅周辺
まとまりのある社寺林	総社神社、天徳寺、護国寺、宝塔寺

● すぐれた農林業地

農地の緑	市街地周辺の農用地地帯
林地の緑	出羽山系の樹林地、南部丘陵の丘陵地の林地

● 自然災害への防備

保安林の緑	潮害・飛砂・防風・水源かん養 等
急傾斜地崩壊危険区域の緑	高清水、手形山、千秋公園、城跡、一つ森、金照寺山
地すべり防止区域緑	千秋公園、一つ森公園
水害危険区域の緑	雄物川、旧雄物川、太平川、旭川、草生津川、新城川
保水力を保つ森林の緑	太平山から平野部に至る林地
遊水池的な機能を持つ緑	水田の緑

● 都市を代表する郷土景観等

丘陵地の緑	大森山、金照寺山、手形山、一つ森、天徳寺山、高清水、焼山
海岸部の緑	勝平山一帯、海岸部の保安林、新屋海浜公園
河川の緑	雄物川周辺水辺と緑
農地の緑	市街地周辺の農用地地帯
林地の緑	太平山から続く山系と南部丘陵地の樹林地

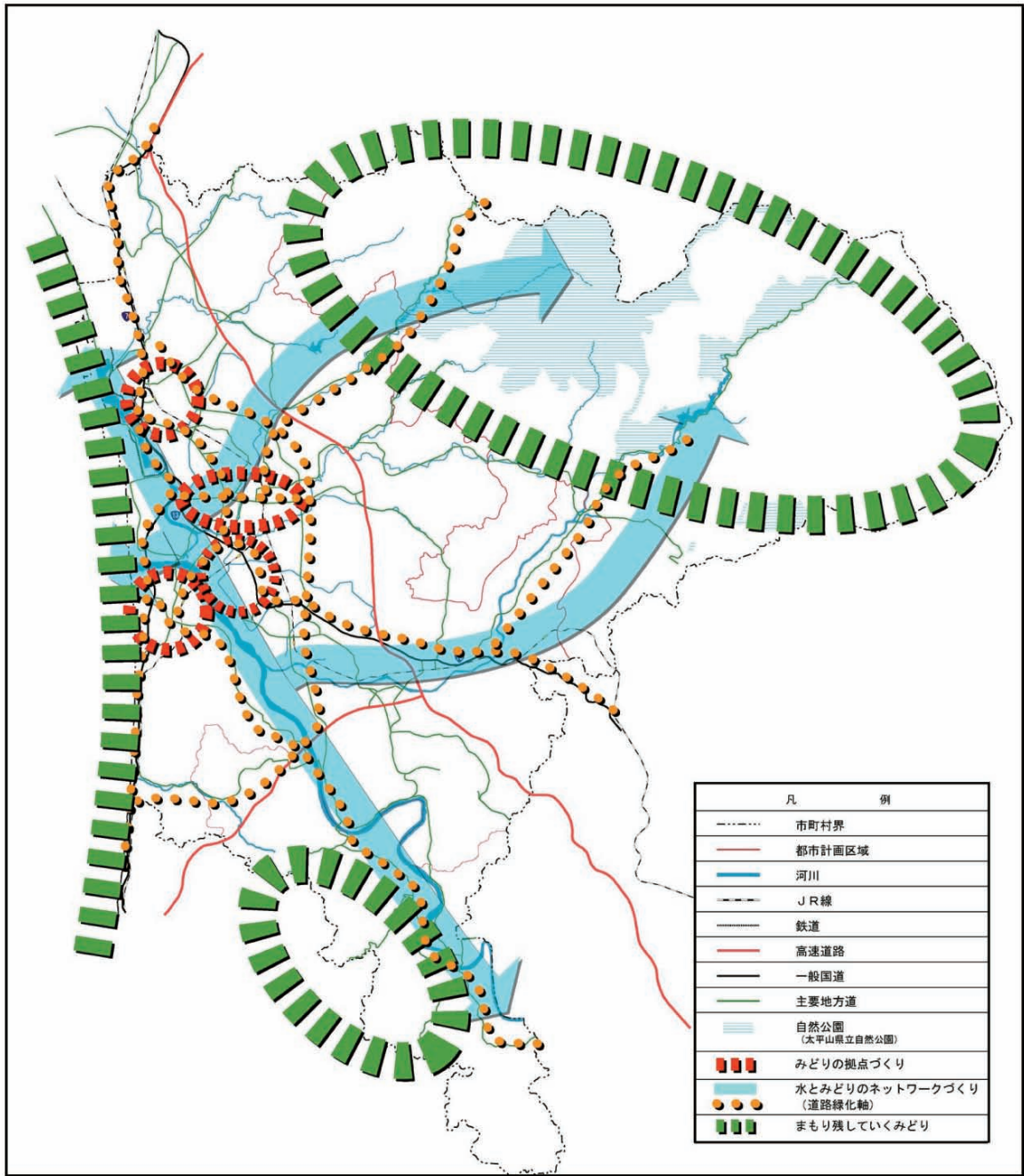


図 3-1-1 緑の将来像図

第4節 緑の目標水準

(1) 緑の目標水準の考え方

市ではこれまで、みどりの整備水準を示すうえで市民一人当たりの公園面積を指標に掲げ、公園や緑地の整備を進めてきました。

しかしながら、市町合併による行政区域の拡大や、人口減少・少子高齢化の急速な進展といった社会構造の変化にともない、市民が身近に感じられる緑の豊かさを、市民一人当たり公園面積で推しはかることの妥当性が薄れてきています。

さらに、これまで整備を進めてきた公園のなかには、子供達の遊び場として画一的な整備メニューによって、利用方法が限定されることにより周辺住民の方々のニーズにそぐわなくなっている公園、利用が低迷することで防犯上問題が発生している公園など、高齢者、障害者を含め、市民の誰もが自由に、思い思いの活動を楽しめる施設形態や利用形態となっていない公園も少なくないのが現状です。さらに、近年公園の役割として、日常的な遊びや休憩などの場としての利用のみならず、災害時の避難場所や地域の行事や維持管理の協働作業を通じた地域のコミュニティの場などとしても期待されています。

時代と市民のニーズに即して、地域に愛される交流の場としての質の向上が求められています。

これらのことから、今後、市民により身近なみどりを創出し「みどりの健康文化都市」を実現するためには、みどりの整備水準を新たに「量」と「質」の2つの視点から捉え、市民にわかりやすい指標を示しながら、目標水準の達成を目指していくことが必要となります。

そのため、秋田市における緑の目標量の設定にあたっては、市民が身近な施設として実感できる緑を充実させるため、都市域における水と緑の公的空間確保量として「市街地における緑地率」、また、誰にでも優しく安心な都市の形成に資する緑の機能や質の向上を目指す意味で高齢者、障害者など、市民誰もが訪れることができ、自由に利用できるための整備の充実を図るために「公園のバリアフリー化率」を整備目標に掲げます。



市民に身近な公園（新屋西第一街区公園）



段差のない園路や広場

「緑の目標水準」における緑とは：都市地域の連続した樹林地、草地、及びこれに類するもの、さらに都市公園、広場、民間等において公開されている広場などのオープンスペースを総称します。

(2) 緑の確保目標

①身近な「緑の量」としての目標値

より多くの市民が、緑や地域の人々と触れ合い、緑の恩恵を受けられることで、身近な緑を実感できることとなります。このため、まもられるべき緑が保全され、市民が身近に利用できる緑（オープンスペースなど）が適切に確保され、維持管理されているなど、持続性のある緑が、適正に市街地に確保されていることが必要となります。

秋田市では、市街化区域等の面積に対する、都市公園のほか風致地区など法により保全される緑（公的緑地）と、さらに市民との協働による公開緑地等（市民協働による緑地）の面積の比率を「市街地における緑地率」として定め、概ね30%が確保されている状態を目指し、整備、保全を進めます。

市街化区域等の面積には、市街化区域及び市街化区域に近接する地区公園等の面積を含みません。

将来像：市街地における緑地率が概ね30%確保されている。

$$\text{緑地率} = \frac{\text{市街化区域の公的及び市民協働緑地及び市街化区域に隣接する公的緑地面積}}{\text{市街化区域の面積} + \text{市街化区域に隣接する公的緑地面積}}$$

■公的緑地率 29%程度

持続性ある緑地として、都市公園、風致地区等の公的緑地を対象とします。この公的緑地の市街化区域における面積を公的緑地率として設定し、実現を図ります。

●都市公園（基幹公園等） 4%程度

市街化区域内及び市街化区域に隣接する住区基幹公園（近隣、地区、街区公園）、都市基幹公園（総合公園、運動公園）及び児童遊園を含みます。都市計画決定されている都市公園の開設により実現します。

●風致公園等 8%程度

市街化区域内及び市街化区域に隣接する特殊公園（風致公園、歴史公園、墓園等）及び都市緑地など、都市公園のうち緑の保全に関わる機能を有する公園を含みます。都市計画決定されている都市公園がすべて開設されることにより実現します。

●法による緑地の保全 17%程度

風致地区、緑化協定など法により保全される緑地について、継続的に保全されることにより実現します。

■市民協働による緑地率 1%以上

市民協働による新たな法制度さらに、秋田市独自の基金創設等により、今後新たに創出される広場や公開緑地等により実現します。

平成19年現在の緑地率が23%であることから、短期的目標（10年）として市街地における緑地率 概ね24%を目指します。

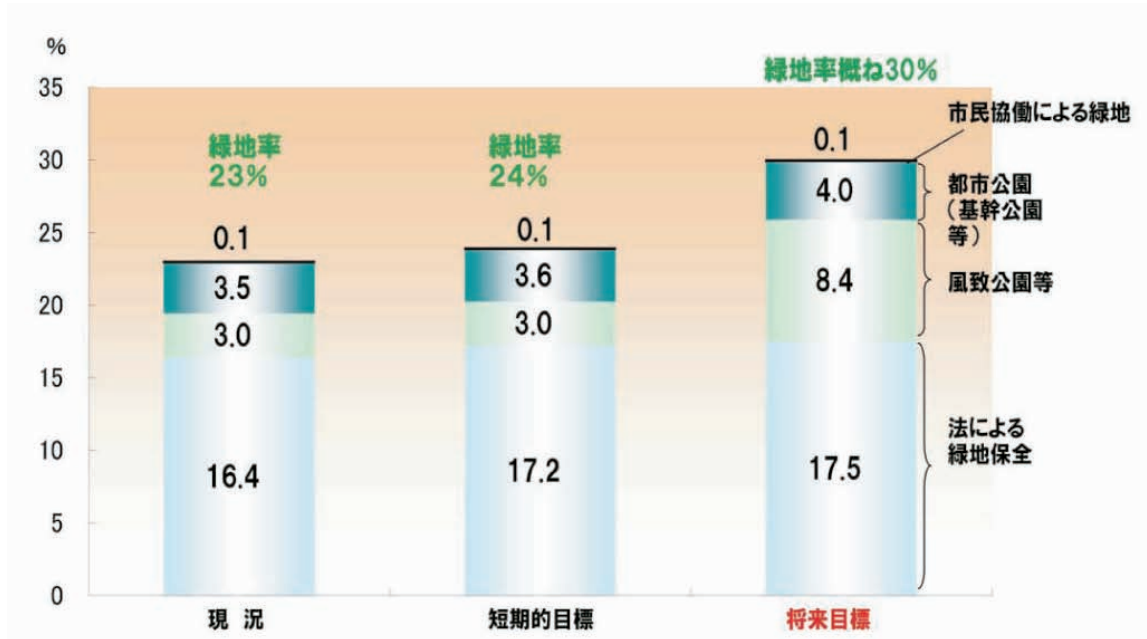


図 3-1-2 緑地率の目標値と現況

緑地	内訳	将来像		現況(平成19年度)		短期目標(平成29年度)		備考
		面積(a)(ha)	緑地率(a/A)	面積(b)(ha)	緑地率(b/A)	面積(c)(ha)	緑地率(c/A)	
公的緑地		2,416.6	29.9	1,756.1	22.9	1,826.9	23.8	
	都市公園(基幹公園等)	324.1	4.0	266.9	3.5	275.1	3.6	住区基幹公園、都市基幹公園、児童遊園地
	風致公園等	680.2	8.4	233.3	3.0	233.3	3.0	風致公園などの特殊公園の他、公共施設等
	法による緑地保全	1,412.3	17.5	1,255.8	16.4	1,318.4	17.2	風致地区、緑地協定等
市民協働による緑地		7.4	0.1	6.0	0.1	6.7	0.1	民間施設緑地、広場、オープンガーデン等
市街化区域等面積(A)		8,085 ha		7,667 ha		7,667 ha		
緑地率			30.0		23.0		23.9	

参照 みどりの確保について

社会資本整備審議会公園緑地小委員会の報告では、以下の4つの点が挙げられています。

- ① 複合的・連続的な「みどり」の確保方策を講じ、連担した市街地において永続性のある「みどり」の割合(公的緑地率)を概ね30%以上確保すること等を望ましい都市像として示すことが必要
- ② 「みどり」豊かな都市像を、各地方公共団体が緑の基本計画等において示し、これを、幅広い「みどり」を対象とした多様な主体の取り組みを含めた総合的な施策の展開により実現すべき。
- ③ 中長期的な見通し・目標量を設定し、その内数として次期重点計画(5年)におけるわかりやすい達成度(達成目標)、アウトプット量設定を検討すべき。
- ④ 維持管理コスト、更新コストの縮減に向けた効率的な整備・保全・管理方策についても検討を進めるべき。

②身近な「緑の質」としての目標値

高齢化社会の進展のなかで、高齢者や身体の不自由な人をはじめとしてだれもが安心して快適に暮らせるまちづくりが求められています。

暮らしに身近な公園は、市民に潤いややすらぎを与えるとともに、地域の交流の場として、さらに、まちに安全や安心を提供するものです。

秋田市においては、今後も市民の高齢化の進展が予想されているなかで、暮らしに身近な公園については、高齢者や身体の不自由な人をはじめ、より多くの市民が、安心していつでも気軽に訪れ、思い思いに利用できるために、移動や利用上の障壁（バリア）が解消されるとともに、公園と周囲との物理的（柵など）、心理的（犯罪などの危険さ、維持管理の不適切さなど）による近づきにくさなど）障壁を解消することで、地域や人に優しい公園づくりを進めていくことが必要です。

秋田市では、公園に求められる質の向上のなかで、とくに、高齢者、障害者などだれもが安心して利用できる公園づくりを進めていくことで、利用する市民の障壁を取り払い、まずは訪れることができる環境づくりを重点的に進めて行きます。このため、緑の質に関する将来像として、「市街地における主要な都市公園においてバリアフリーが実現されている」ことを掲げながら、「市街地における都市公園のバリアフリー化率」の向上を目指します。

将来像：市街地における主要な都市公園でバリアフリーが実現されている。

$$\begin{aligned} & \text{市街地における都市公園のバリアフリー化率} \\ & = \text{バリアフリー整備された都市公園数} / \text{都市公園数} \end{aligned}$$

都市公園におけるバリアフリーの実現は、「園路及び広場」「車いす利用者用駐車場施設」「便所」のすべて、公園によってはいずれかが施された状態とします。

- ・園路及び広場

都市公園の出入口や駐車場から主要な公園施設及び特定公園施設（管理所、広場、便所など）までの一つ以上の経路が、高齢者や車いす利用者などに配慮されていること。

- ・車いす利用者用駐車施設

高齢者、車いす利用者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、「車いす利用者用駐車施設」が設置され、その表示がなされていること。

- ・便所

便所を設ける場合、一つ以上は高齢者、障害者、妊婦や小さな子供連れなどの利用に適した構造を有する便所、又は便所内に便房を設置します。

平成19年現在の身近な都市公園のバリアフリー化率が42.8%であり、今後の整備量を考慮して、短期的目標（10年）として概ね64%を目指します。

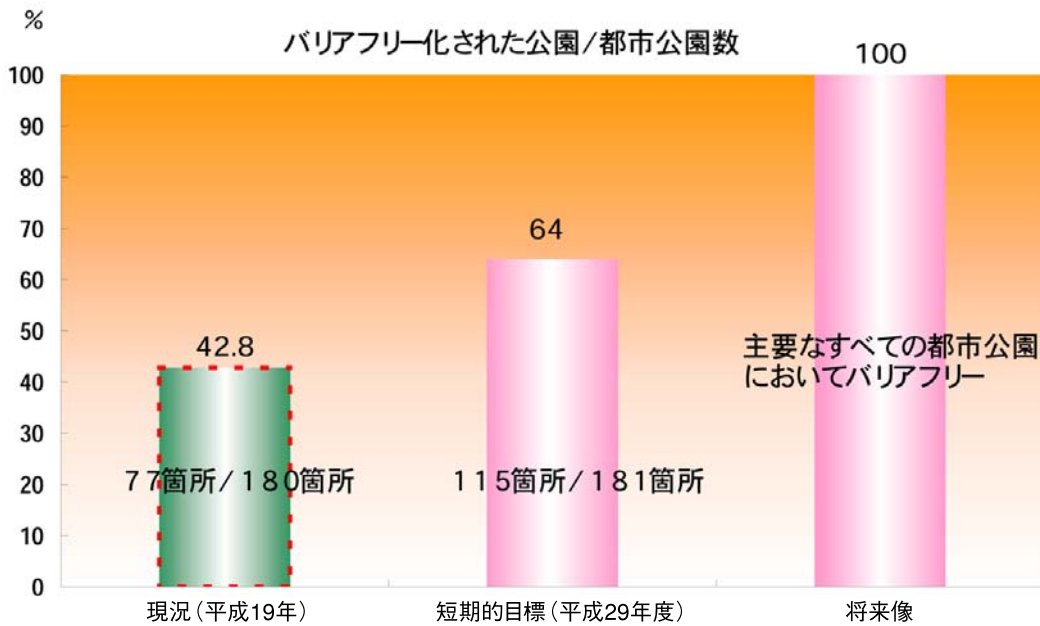


図 3 - 1 - 3 市街地における都市公園のバリアフリー化率の目標値と現況

参照 都市公園のバリアフリーについて

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三条第一項の規定に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針において、都市公園の目標として、以下の目標値が掲げられています。

① 移動等円滑化園路

園路及び広場（特定公園施設であるものに限る。以下同じ。）の設置された都市公園の約四十五パーセントについては、平成二十二年までに、園路及び広場について、移動等円滑化を実施する。

② 駐車場

駐車場の設置された都市公園の約三十五パーセントについては、平成二十二年までに、駐車場について、移動等円滑化を実施する。

③ 便所

便所の設置された都市公園の約三十パーセントについては、平成二十二年までに、便所について、移動等円滑化を実施する。

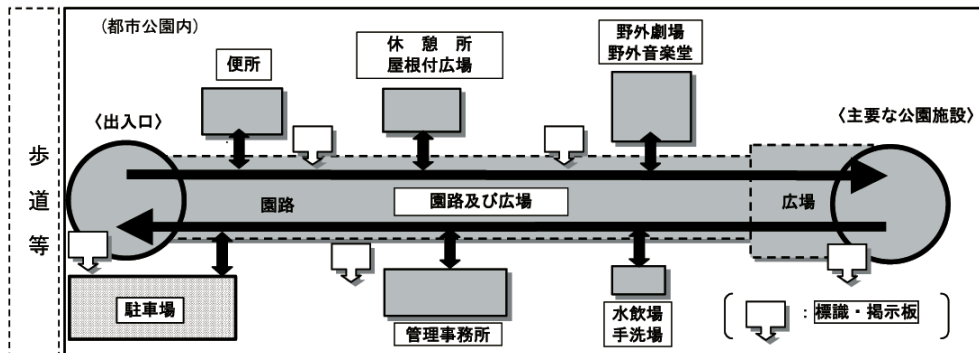


図 3 - 1 - 4 園路及び広場と主要な公園施設・特定公園施設との接続の概念図

第5節 緑のまちづくりの基本方針

秋田市における緑の将来像の実現を目指して、次のような基本方針を定めます。

● みんなでそだてるみどり

1. みどりのパートナーづくりを推進します

緑をそだて、まもっていくためには、市民の主体的な活動とこの活動を支える仕組みづくりの充実が求められています。本市では、身近な公園の維持や管理のための公園愛護協力会の活動等により、多くの市民がみどりのパートナーとして関わっています。

今後、市民・事業者と協働での緑のまちづくりを進めるために、緑や公園等に関わる地域団体の設立、育成を支援するとともに、活動に対する支援制度等の充実を進めていきます。併せて、多くの団体間の交流を通じたネットワークづくりを推進します。

基本施策： ・みどりのパートナーの育成
・みどりのパートナー支援体制の整備

2. みどりへの“気づき”づくりを推進します

緑のパートナーを育成し、より多くの市民の参加を促進するためには、緑の大切さを実感してもらうこと、そして何より、緑に触れることの喜びを感じてもらうこと、つまり気づいてもらうことが重要です。また、すでに、みどりをそだて、まもるための地域組織が活動を継続するためには、その活動を認知し、評価してもらうことも大きな要因の一つといえます。

このため、より多くの市民が、緑の大切さ、楽しみ、喜びを感じることができる機会の創出や活動団体に関する情報提供等“気づき”づくりを推進します。

基本施策： ・緑化に関わる広報・PR推進
・美しい秋田づくりの広報・PR推進

●みんなでつくるみどり**3. みどりの拠点づくりを進めます**

秋田市には、県立小泉瀧公園、太平山リゾート公園、千秋公園等、多くの都市公園等が整備されています。また、街区公園等身近に利用できる公園は、身近なオープンスペースとして、暮らしに潤いや余暇の場を提供するだけでなく、地域のコミュニティの場として、また、災害時の避難場所として、除雪の一時的な堆雪の場として等、地域生活に対して、様々な恩恵を与えています。

一方で市街地には、無理なく歩いて行ける身近な公園が不足している地域や、開設から時期を経て、施設の老朽化や高齢化の進行により、周辺住民の利用ニーズにそぐわない公園等も見られます。

このため、自然に触れ、レジャーやスポーツに興じ、地域の歴史や文化に触れるための場の提供として、既存の都市公園の整備充実を図るとともに、地域住民のニーズに合わせた、暮らしに身近な公園等の整備充実を推進します。

- 基本施策：
- ・都市公園の整備・充実
 - ・多様な公園緑地の整備、再整備の促進
 - ・緑化重点地区の整備

4. 県都秋田にふさわしい“顔”づくりを進めます

秋田市中心市街地には、久保田城趾に秋田市の歴史と風格を感じる千秋公園が整備されています。また、秋田駅西口に広がる中央街区では、中心市街地の活性化に向けた事業が進められようとしています。

この秋田市中心部にある千秋公園、中心市街地の緑は、秋田市を訪れる方々にとって、歴史と風格と緑豊かな秋田の象徴を感じる地域であり、秋田にふさわしい緑化の推進や千秋公園等の整備充実、さらに連続性の確保により、県都秋田にふさわしい“顔”づくりを進めます。

- 基本施策：
- ・風格ある中心市街地のための緑の演出

5. 水とみどりのネットワークづくりを進めます

秋田市には、森林や田園、社寺林、公園等の多様な緑があり、雄物川、岩見川、太平川等の多くの川、緑化された道路等により、相互につながり、水と緑のネットワークを形成しています。この水と緑のネットワークの形成は、緑豊かな景観を提供するほか、レクリエーションや防災等、我々にとっても重要な役割を持っていますが、鳥や昆虫等の生き物等にとっても重要な要素です。

このため、今後とも河川、道路等を活かして、水や緑のネットワークの形成を目指します。

- 基本施策：
- ・河川を活かした水と緑のネットワークの整備
 - ・道路を活かした緑のネットワークの整備

6. みどり豊かな生活環境づくりを進めます

みどりは、生活環境に潤いややすらぎをもたらすだけでなく、火災の延焼、土砂災害の防止、避難路や避難場所としての役割、災害時の防災拠点等災害から市民の生命や財産をまもる重要な役割を持っています。また、ヒートアイランド現象等を緩和するための働きもあります。さらには、住宅地における防犯のための役割等も期待されています。

住宅地等のみどりは、安全・安心で、美しいまちづくりにおいて、大きな役割を担っていると言えます。

このため、緑豊かな生活環境づくりのため、公共公益施設の緑化の推進とともに、市民、事業者等との協働等により、緑豊かな住宅地の創出を推進します。

- 基本施策：
- ・公共用地の緑化推進
 - ・緑豊かな住宅地の創出
 - ・民有地の緑化

●みんなでまもるみどり

7. 樹林地、農地等、自然の緑の保全を図ります

本市は太平山一体の山々、高尾山周辺の山々等の樹林地帯に囲まれ、市街地との間に、田園地帯が広がっています。この田園の背後にある里山は、実り豊かな田園を育むために重要な役割を果たしています。

日本海沿岸には松林により海岸樹林地帯が広がっていますが、近年松くい虫被害の拡大により、歴史ある松林の景観が損なわれてきており、松くい虫防除等の被害軽減や造林等、保全と再生に向けた活動が求められています。

このような樹林地、農地等は、良好な状態で祖先から受け継いだものであり、次の世代へと継承していくために、良好な状態を維持、保全して行きます。

基本施策： ・地域の貴重な緑の保全
・樹林地の保全
・農地の保全

8. 生態系に配慮して地域の緑を守り活用します

市の外郭を形成する樹林地、海岸樹林地帯の保全、さらに田園、その背後にある里山、地域を見守ってきた社寺林、歴史を物語る大木等、子孫に受け継ぐべき貴重な緑等があります。

近年、産業構造の変化や生活環境の変化により、これらとの接点が希薄になり、維持管理できない緑が増えています。

自然の恩恵を感じ、体感することで、重要性や役割を認識していくことが重要です。このため、都市近郊の樹林地帯等の保全、育成を推進するとともに、生物生態系に配慮しつつ、レクリエーションの場として、自然と触れるための接点の回復を図る等、利用に興じるための場づくり等をすすめ、市民や事業者等と協働で、地域の緑を守り、活用して行きます。

基本施策： ・近郊樹林地等の保全
・森林公園等の整備・拡充

第2章 緑の将来像実現に向けた重点テーマ

緑の将来像実現に向けて次の4つを重点テーマと位置づけ、事業化に向けた検討と実施を優先的におこないます。

(1) 市街地における身近な緑の充実と緑の拠点づくりの推進

①市街地における身近な緑の充実

- ・市街地における身近な緑の充実を図るために、住区基幹公園の適正な配置検討を行います。
- ・適正な住区基幹公園の配置間隔は、その誘致距離を誰でも快適に移動可能な半径約300mと設定し、既設の住区基幹公園の空白地帯について整備を推進することとします。
- ・整備に際して、防災面等からの必要性等も考慮して、その優先順位を決定します。

②児童遊園地の都市公園としての位置づけと整備の方向性

- ・財政状況が厳しい中、新規の公園整備も厳しさを増しています。今後の新規の公園整備に当たっては、対象となる住区内に一定規模以上の児童遊園地が整備されている場合は、その児童遊園地を都市公園と位置づけ、身近な緑として整備を推進します。
- ・一定規模に達しない児童遊園地については拡張の可能性がないか検討するとともに、児童遊園地や住区基幹公園が未整備の住区にあっては、身近な緑として活用できる公共公益施設がないかどうか、借地として借り上げ可能な用地がないかどうかについても検討を行いながら整備を推進します。

③緑化重点地区の設定

- ・秋田市では緑の拠点づくりを基本方針として掲げており、市街地にモデル的な地区を選定し、緑化意識の高まり等市全体への波及を図るとともに、指定地区が骨格的な緑の一部として、緑の基本計画の早期実現を目指すものです。
- ・「緑化重点地区」とは、都市緑地法第4条第2項第3号のなかで「緑の基本計画」の策定項目として定める「緑化の推進を重点的に図るべき地区」のことで、緑化の方向性や緑化手法等詳しいプランを策定し、重点的に緑化を推進します。
- ・地区の選定にあたっては、次に示す地区の選定条件を踏まえ設定します。

- ▶ 県都としてふさわしい“顔”となる地区
- ▶ 駅前等都市のシンボルとなる地区
- ▶ 緑が少ないまとまりのある住宅地

(2) 水と緑のネットワークの充実（街路樹の推進）

- ・ 街路樹は、都市に潤いを与え、まちのシンボルとなるまちなみ形成が図られるだけでなく、災害時の延焼防止等の防災性にも有効です。
- ・ 海岸や河川等の水辺、緑の拠点、公園等の主要な施設を遊歩道や街路樹等で結ぶことによってネットワークが形成されます。
- ・ 豊かな緑と自然に囲まれた都市環境の形成を推進するため、街路樹や低木の植栽による道路空間緑化や緑道の整備を推進し、都市内における緑化空間のネットワークを構築します。

▶ 良好な水辺空間を生かしたネットワーク

良好な水辺空間を生かした生態系及びレクリエーション系ネットワークの充実に努めます。

▶ 快適な移動空間の整備

緑道や幹線道路の歩道では、木陰の確保や景観向上のために緑を充実し快適な移動空間の確保を図ります。

▶ 避難路としての防災機能の充実

避難地に連結する緑道や街路樹のある幹線道路では、緑量の確保や緑化の推進を通じ避難路としての機能の充実に努めます。

▶ 広域的な緑の連携

太平山や雄物川等広域的な緑の連携に、隣接市町村等と必要な取り組みを検討します。

(3) 緑地保全のための法制度の活用

- ・ 市街地の周囲に広がる樹林地は、岩見川、猿田川、旭川、馬踏川、下浜鮎川等の水源のかん養、生き物の生育空間、まとまった緑の景観を形成する等、多様な役割を担っています。
- ・ 田園地帯に広がる里地里山は、近隣集落住民に稲作等の実りのほか、山菜、生物生育地域等として良好な自然環境と懐かしい秋田の風景を創出してきました。しかしながら、里山等の維持管理の担い手不足等から、この荒廃が懸念されています。
- ・ 風致地区等のほか、緑地保全地域、特別緑地保全地区等の緑地保全の指定による緑地の保全を進めます。

(4) 市民協働と緑の基金創設

都市緑化を計画的・効果的に進めていくため、市民と行政のパートナーシップに根ざした、緑のまちづくりについて、協働と役割分担により目標の実現を図ります。

①市民協働の実現

▶ 緑の保全や緑化活動に対する支援

市民が主体となって行う緑の保全や、緑化活動を進めやすくする環境づくりの支援を図ります。

▶ 公園づくり等への市民参加の促進

親しまれる公園となるよう、計画段階からの市民参加や地域の緑の拠点づくりを進めるための環境づくりの支援を図ります。

▶ 緑に関する技術提供

地域の緑化活動に対する情報提供や技術支援等を図るとともに、緑の専門家やボランティアの派遣等の充実について検討します。

②緑の基金創設

- ・ みどりに関する基金制度の充実を図ります。
- ・ みどり豊かで快適なまちをつくるためには、緑地・道路・公園等公共施設の緑化とともに、市街地の大半を占める民有地の緑化が必要です。
- ・ このため、市民等による提案による緑化等を実現するための基金を創設します。

第3章 緑地の機能別配置計画

第1節 環境保全機能の配置計画

①秋田市の骨格的な緑の形成

秋田市を代表する自然環境として、市東部に位置する太平山に代表される東部山岳地帯、市南部に位置する高尾山周辺の森林地帯、市西部に位置する松林地帯があり、骨格的な緑を形成しています。雄物川、岩見川、旭川がこれらの骨格的な緑を繋いでおり、良好な水辺環境を創出していることから、これらの環境を今後とも維持・保全します。

秋田市の骨格的な緑と	東部山岳地帯（太平山）、高尾山周辺、海岸保安林
水のネットワーク	雄物川、岩見川、旭川等

②秋田市を代表する自然環境

秋田市を代表する自然環境として、上記の骨格的な緑の他、市街地やその周辺に点在する樹林地等のまとまった緑とそれらを貫流する河川によって構成され、これらにより秋田市を代表する自然環境が形成されており、これらの自然環境を今後とも維持・保全します。

秋田市の自然環境を代表する山地 域の緑	太平山一帯
市街地西側の海岸部の緑	勝平山一帯、海岸保安林
市街地周辺、平野部との境界に残 る緑	太平山、金照寺山、一つ森、手形山、城址、金足、 高清水、焼山、勝平山
市街地を貫流する河川	雄物川、岩見川、旧雄物川、太平川、旭川、草生津川、 新城川

③すぐれた歴史的風土のみどり

秋田市には国指定史跡である秋田城址をはじめとして、天徳寺や旧奈良家住宅等の各種文化財、明治期から千秋公園として親しまれている久保田城址、地域地区で親しまれている神社仏閣等数多くの歴史資源があります。これらの歴史資源と一体となった緑は市民の憩いの場として、あるいは地域の歴史を象徴する重要な要素となっていることから、すぐれた歴史的風土を形づくる緑として、その保全を図ります。

緑地保全地区予定地となっている寺町一帯の社寺林について、緑地保全地区に指定はされていないが、市街地に残る緑として、今後も保全を図ります。

秋田市の歴史を象徴として古くか ら親しまれている緑	久保田城址
文化財と一体となった緑	秋田城址、天徳寺、旧奈良家住宅周辺
まとまりのある社寺林	総社神社、天徳寺、護国寺、宝塔寺

④市街地内の快適な生活環境

都市公園をはじめとする公共的に整備される公園緑地だけでなく、住宅地の庭先の緑や団地の植栽地等、民有地の緑もまた、生活空間における貴重な緑となっています。

快適な生活環境を形づくる緑として、都市公園等の生活環境の維持向上に資する施設緑地の整備や、民有地を含めた緑化を推進します。

住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）の整備推進
生垣づくりや庭園、建物周囲の緑化等線豊かな街区の形成

⑤すぐれた農林業地

農地についてはすぐれた農業地を形づくる緑として、林地についてはすぐれた林業地を形づくる緑として、緑地としての農地や林地の持続性に着目し、それぞれ農業基本計画及び森林基本計画等の関連施策との調整を図り、適切な保全を図ります。

農地の緑	市街地周辺の農用地地帯
林地の緑	出羽山系の樹林地、南部丘陵の丘陵地の林地

⑥都市環境負荷の軽減

都市環境負荷の軽減のための緑として、市街地部に隣接する緑や臨海部の緑、及び主要幹線道路における街路樹帯等、大気汚染の抑制や都市型気象の緩和に資する緑の保全・整備を図ります。

市街地に残る緑地及び周辺の丘陵地の緑	大森山、金照寺山、一つ森、手形山、城址、金足、高清水、焼山、勝平山
市街地を貫流する河川の水と緑	雄物川、旧雄物川、太平川、旭川、草生津川、新城川
緩衝緑地としての機能を持つ臨海工業他の緑	勝平山一帯、グリーンパーク、浜ナシ山一帯
緑陰や気象緩和の役割を果たす幹線道路の街路樹帯	幹線道路、都市計画道路

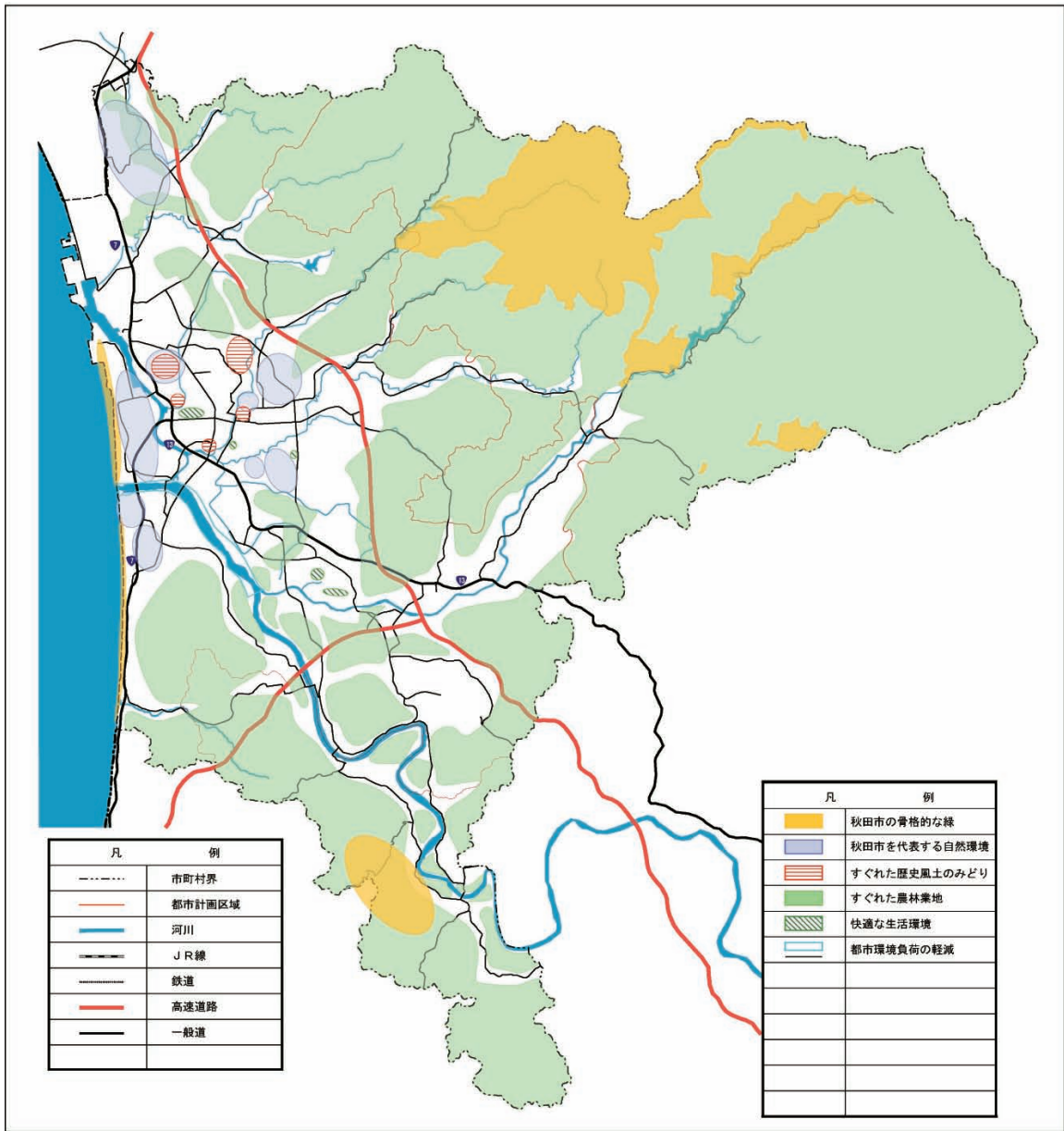


図 3 - 3 - 1 環境保全機能の配置方針

第2節 防災機能の配置計画

①自然災害への防備

市域東側を中心とした森林域は、環境保全系統の重要な緑であると同時に水源かん養地として市域の保水力を高め、洪水等の抑止に資する緑です。また海岸部においては、潮害、飛砂、防風等への防備として、クロマツ等による保安林が形成されているほか、地形的条件等による崩落や地すべりの危険のある区域の緑は、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域等による法規制がかけられています。自然災害の防止や緩和に資する緑として、森林地域や保安林、その他防災関連規制区域等の緑の保全を図ります。

保安林の緑	潮害・飛砂・防風・水源かん養 等
急傾斜地崩壊危険区域の緑	高清水、手形山、千秋公園、城跡、一つ森、金照寺山
地すべり防止区域緑	千秋公園、一つ森公園
水害危険区域の緑	雄物川、旧雄物川、太平川、旭川、草生津川、新城川
保水力を保つ森林の緑	太平山から平野部に至る林地
遊水池的な機能を持つ緑	水田の緑

②人為災害への防備

秋田港周辺から旧雄物川一帯にかけては、秋田市の工業地帯となっていますが、その周辺には、保安林の緑や工場緑化による緑が形成されており、これらは公害や災害の防止や緩和に資する緩衝緑地的な機能を果たしています。また、交通量の増大等に伴って、大気汚染や騒音等の公害が増加するおそれのある幹線道路沿道や建築物等の密集による火災時の危険度の高い地区については、人為災害の防止や緩和のための緑の保全を、工業地帯については大気浄化や災害防備のための緑の保全等、積極的な緑化の推進を図ります。

緩衝緑地としての機能を持つ 臨海工業地周辺の緑	グリーンパーク、浜ナシ山一帯
幹線道路の街路樹帯	幹線道路、都市計画道路
緑化の推進の必要な火災危険地域	土崎地区、大町地区、櫛山地区、東通地区、新屋地区



工業地帯周辺の緩衝緑地（西部工業団地）

③避難活動

公園緑地は、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震の例からも明らかなとおり、災害時の避難地、避難路、あるいは類焼防止帯としての機能のみならず、災害後の救援活動、復旧活動の拠点及び被災者の当面の生活確保等、多様な役割を果たす事が期待できる施設です。これらをふまえて、その整備にあたっては、地域防災計画等との調整を図りつつ、避難地、避難路としてのネットワークの形成によって、より安全な避難体系を構成する緑として、整備を図ります。

一次避難地	近隣公園、地区公園、街区公園
広域避難地	総合公園、運動公園、特殊公園、広域公園

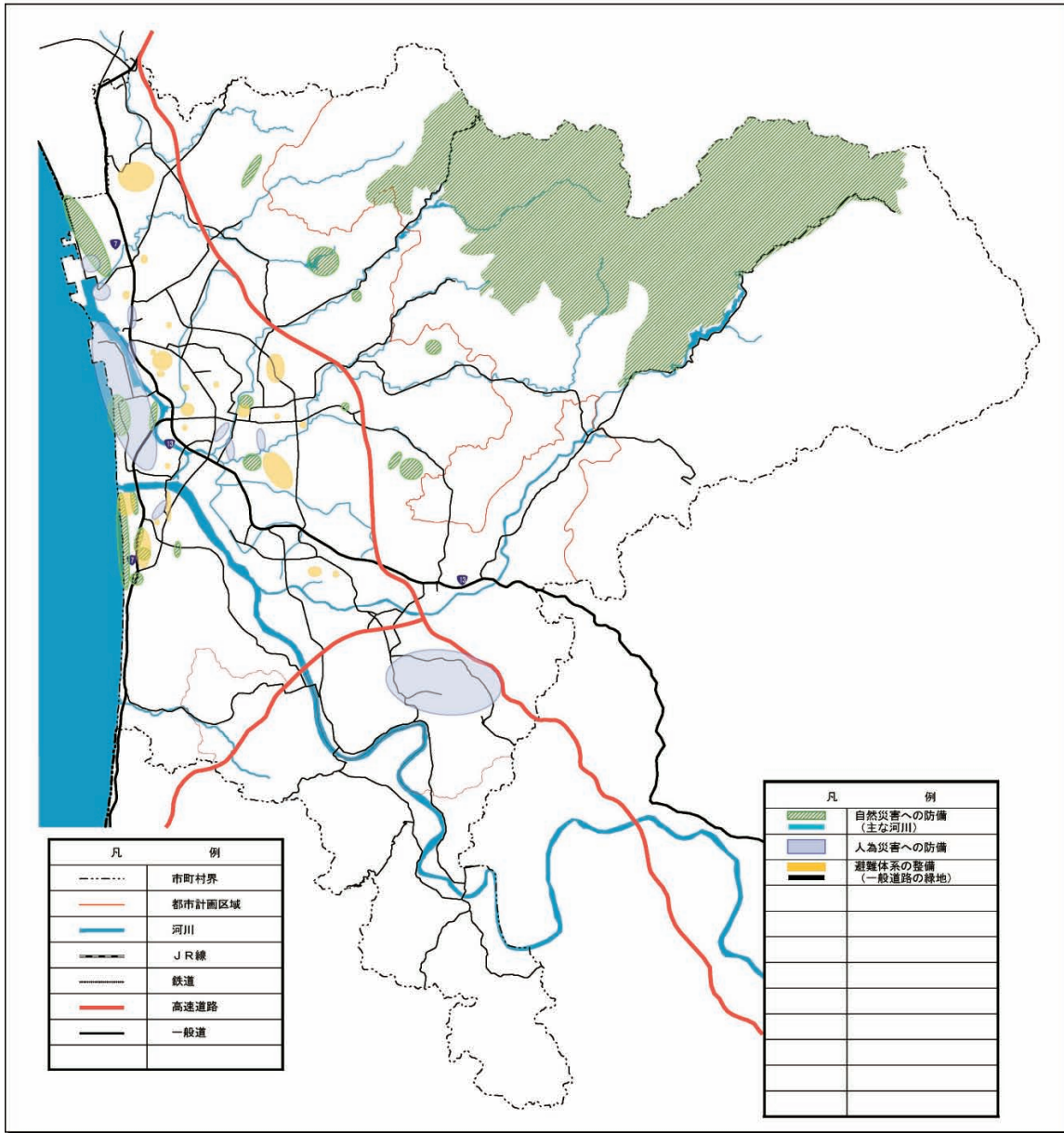


図 3-3-2 防災機能配置方針

第3節 景観形成機能の配置計画

①都市を代表する郷土景観

秋田市のシンボルである太平山から続く広大な丘陵部の緑や海岸部の緑、秋田市を代表する河川である雄物川周辺の緑、及び市街地周辺の樹林地や水田地帯の緑等、秋田市を特徴づける重要な景観の構成要素となる緑の保全を図ります。

丘陵地の緑	大森山、金照寺山、手形山、一つ森、天徳寺山、高清水、焼山
海岸部の緑	勝平山一帯、海岸部の保安林、新屋海浜公園
河川の緑	雄物川周辺水辺と緑
農地の緑	市街地周辺の農用地地帯
林地の緑	太平山から続く山系と南部丘陵地の樹林地

②地区を代表する郷土景観

地区を代表する郷土景観としての視点から、市北部の拠点である秋田港及び土崎駅周辺における緑化の推進、及び旭川周辺の緑や臨海工業地帯の緑等、各地区の個性的な景観を構成している緑地の保全・整備を図ります。

秋田港周辺の緑	セリオンリスタ
港と調和した美しいまちづくりを進める地区	土崎地区
旭川周辺の緑	河川敷・水辺の緑
臨海工業地の緑	グリーンパーク、浜ナシ山一帯

③すぐれた景観の眺望点

すぐれた景観の眺望点としての視点からは、展望施設の周辺や眺望地点における緑について、眺望を楽しむ視点場の緑として保全・整備を図ります。

快適に眺望を楽しむことのできる 眺望地点の緑	千秋公園、天徳寺山、手形山、一つ森、大森山 高尾山
---------------------------	------------------------------

④ランドマーク

ランドマークとなる場所としての視点からは、市街地からの景観のシンボルとなる場所、眺望のポイントとなる場所を形成する緑について、保全を図ります。

遠景としての太平山の緑
市街地南側のスカイラインを形成する大森山の緑
都心の緑のシンボルとしての千秋公園の緑
市街地北部の緑の丘としての高清水一帯の緑

⑤都市景観の創出

都市景観の創出としての視点からは、県都としての「顔」となる地区、及び不特定多数の利用がある幹線道路沿道や、都市景観促進地区等において、積極的に都市景観を向上させていくような緑の整備、緑化の推進を図ります。

県都としての「顔」となる地区	駅前周辺、山王地区
都市景観促進地区	川反地区
幹線道路の街路樹帯	幹線道路、都市計画道路
景観形成地区	新屋表町通り



市街地の遠景となる太平山

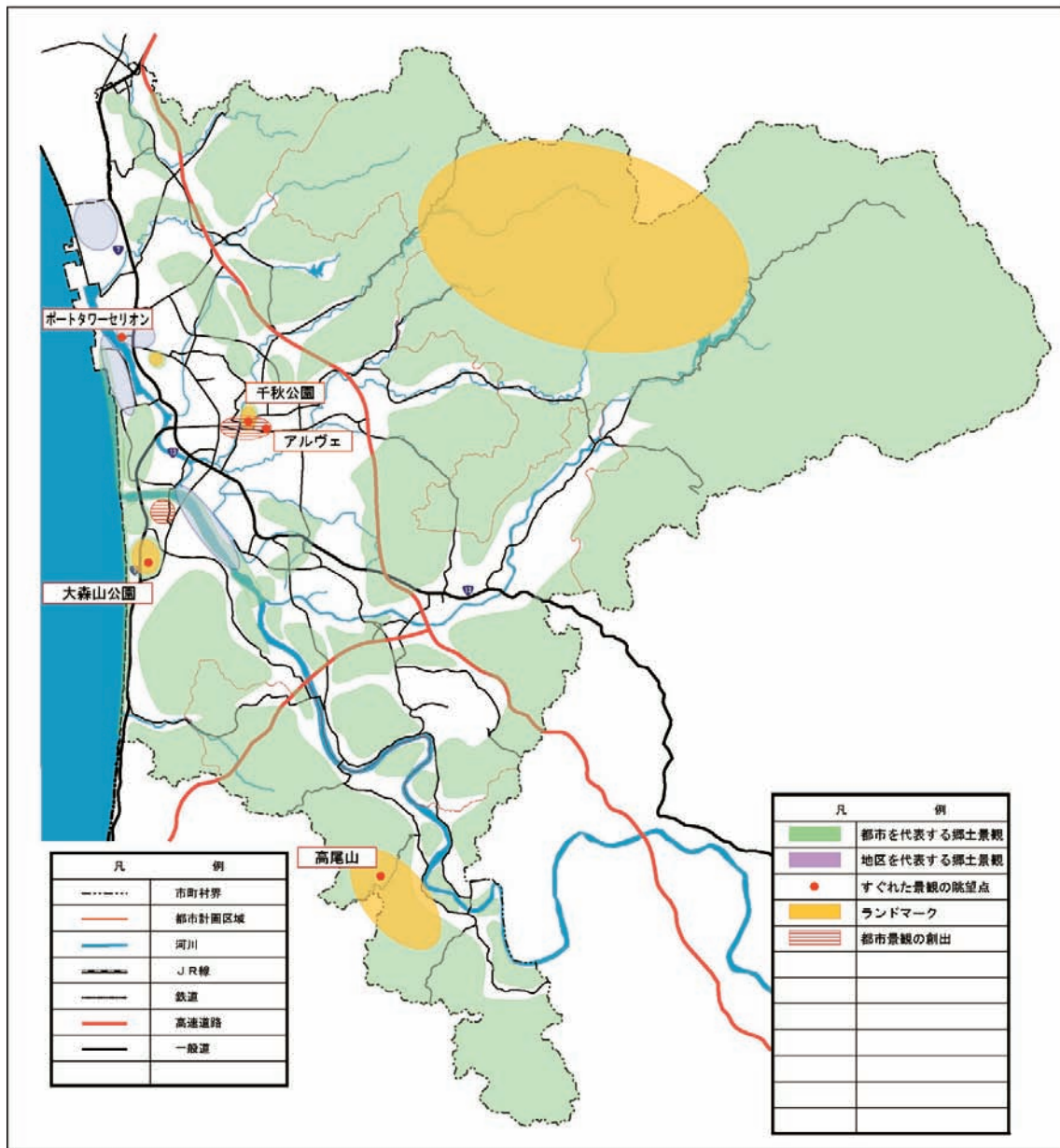


図 3-3-3 防災機能配置方針

第4節 レクリエーション機能の配置計画

①身近なレクリエーション空間

身近なレクリエーション空間として住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）を位置づけ、今後も保全・整備・管理を行います。一方、都市計画決定はしていないが、民間の宅地開発によって造成された児童遊園地については、まとまった規模を持つものもあり、住区基幹公園を補完する身近な緑として、今後あり方を検討します。

住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）の合理的配置と整備推進
児童遊園地の機能向上

②広域的なレクリエーション空間

広域的なレクリエーションニーズに関しては、都市住民全般の利用に供する都市基幹公園をはじめとした規模の大きい公園緑地がレクリエーション利用の拠点となる施設緑地としての機能を果たしています。

広域圏におけるレクリエーションの場となる緑として、大規模公園や特殊公園、都市基幹公園（総合公園、運動公園）の整備、及び自然公園やその他の各種体験施設の緑地の保全・活用を図ります。

自然を楽しむ広域公園	県立小泉瀧公園
各々に個性ある総合公園	千秋公園、大森山公園、一つ森公園、太平山リゾート公園、御所野総合公園
スポーツレクリエーションの拠点となる運動公園	八橋運動公園、向浜運動施設、県立中央スポーツゾーン
手軽に美しい風致にふれる特殊公園	新屋海浜公園、勝平山公園、高清水公園、手形山公園
自然の様々な姿に触れる各種体験施設	花木観光農園、太平山県立自然公園、大滝山自然公園、浜田森林総合公園、仁別国民の森



広域的なレクリエーション空間（太平山リゾート公園）

③ ネットワークの確保

レクリエーションニーズの多様化や余暇時間の増大といった社会の動向に相応していくために、より複合的なレクリエーション利用、あるいは周遊的な利用等に対応していく事が求められるところから、市内の公園緑地の相互補完や連携化の促進による、レクリエーションネットワークの形成を図ります。

レクリエーションのネットワーク性を確保する緑としては、レクリエーション利用をより向上させる視点から、拠点となる緑を結び合わせる、河川空間や緑道等の主として線状の緑地整備を図り、水と緑のネットワーク化を図ります。

河川緑地の整備や河川沿いの歩道等を中心とする河川の緑	雄物川、岩見川、旧雄物川、太平川、旭川、草生津川、新城川
歩く楽しみ、ゆっくりサイクリングの楽しみを持てる広域遊歩道の緑	新奥の細道、広域自転車道（秋田男鹿自転車道、秋田中央公園自転車道、仁別雄物川自転車道）
まちの緑を楽しめる市街地内緑道等の緑	仲小路、秋田駅・千秋公園、山王帯状緑地



雄物川河川緑地（リバーサイドグリーン）



緑豊かな散歩道（山王官公庁緑地）

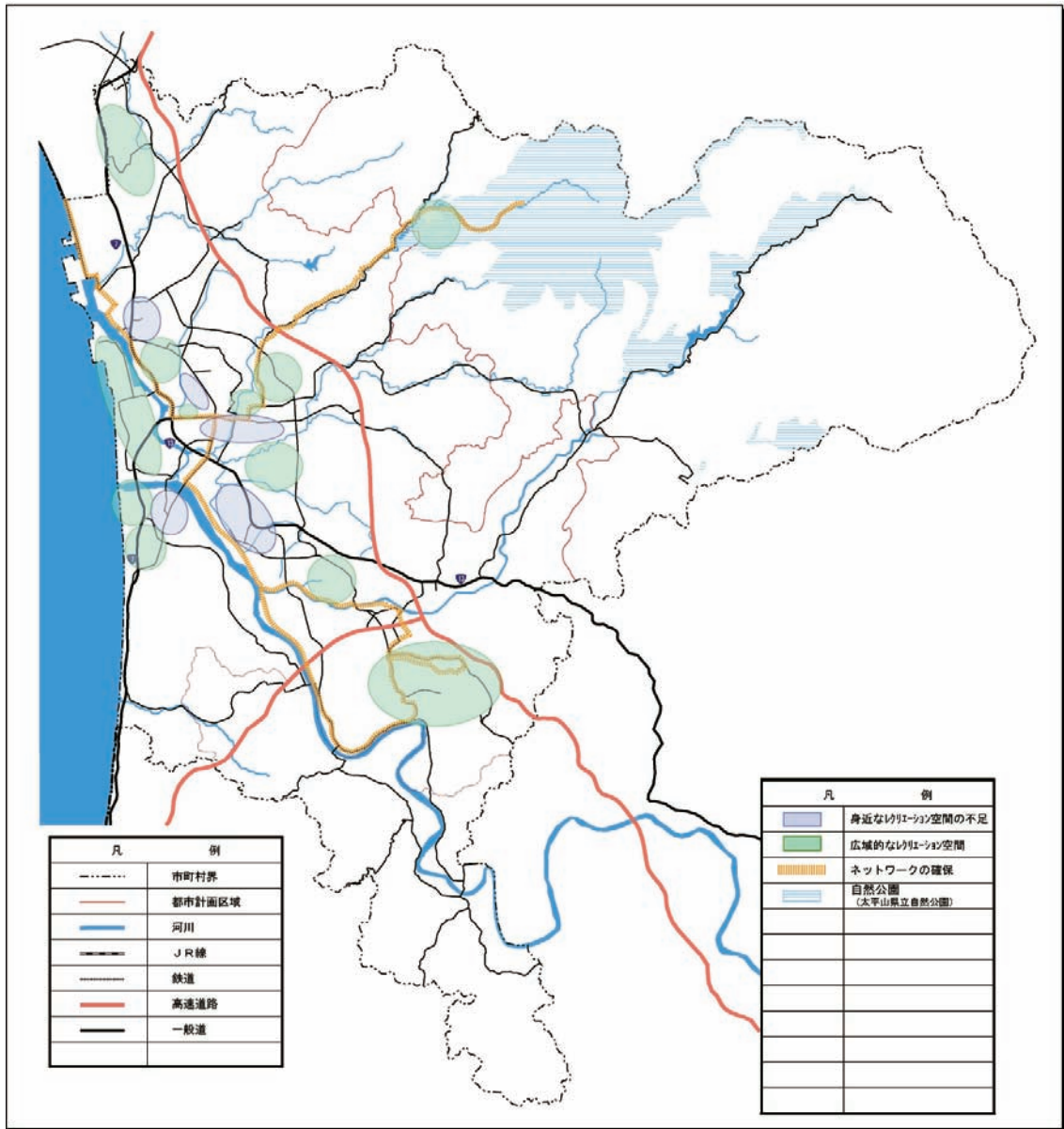


図 3-3-4 レクリエーション機能配置方針

第4章 実現に向けた施策の方針

8つの基本方針に基づく、基本施策ごとの具体的な取り組みを、以下に示します。

1. みどりのパートナーづくりを推進します

①みどりのパートナー育成

- ・ 身近な公園における維持管理等のために、公園愛護協力が設立され街区公園や児童遊園地等の草刈等を行っています。また、町内会やNPO等の団体や事業所、個人等において、花壇の緑化、草花を植栽したプランターの管理等を行っています。
- ・ 市民協働での緑づくりにおいて、主体となる市民及び市民団体の育成のため、公園愛護協力の団体の結成、育成を図ると共に、NPOや市民団体、市民ボランティアの設立、育成支援のための広報、PR活動支援等を行い、みどりのパートナー育成を図ります。

②みどりのパートナー支援体制の整備

- ・ 市民の緑化に対する関心を高めることを目的として、「花と緑の相談所」が設立され、多くの市民から、植栽管理に対する相談が寄せられています。健康で彩り豊かな緑化の推進のため、今後とも「花と緑の相談所」の機能強化を図り、市民の緑化に対する支援を進めます。
- ・ みどりに関わる団体間における人と人との交流、情報の交流、活動の拡大などを促進するために、団体間の交流のためのネットワークづくりを検討します。
- ・ 町内会、NPO、市民団体、事業所、個人等における自主的な緑化、公園管理、花壇等の整備に対する支援を充実させるために、「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」を創設します。
- ・ 市民や事業者の自主的な緑化、地域への緑地の解放等を支援するために、管理協定制度や緑化施設整備計画認定制度及び緑地管理機構制度等の導入を検討します。
- ・ 近年、市民協働による公園づくり及び、維持管理手法の一つとして、注目されている身近な公園の里親制度等導入について検討します。

2. みどりへの“気づき”づくりを推進します

①緑化に関わる広報、PR推進

- ・ 太平山県立自然公園登山、仁別国民の森自然観察会、花壇コンクール等、緑化や緑の大切さを知り、自然との触れ合いのきっかけづくりとなるイベントの開催を推進します。
- ・ 冬場を含めた日常的な都市公園の利用促進のための行事やイベント開催を推進するとともに、広報PRを推進します。
- ・ 緑化に関する事業や公園に関する情報提供、植栽等の基礎的知識等、市民や事業者等の緑化を支援するため、ホームページ、パンフレット等により、広報PR活動を推進します。
- ・ 緑化等に関する市民の自主的活動の広報は、活動する市民にとっての誇りや参加者の拡充につながるだけではなく、多くの市民にとって、新たな“気づき”を与えるものです。このため、市民、事業者等により自主的な緑化活動について、積極的な広報を行います。

②美しい秋田づくりの広報・PR推進

- ・ 次代に残すべき秋田の景観等の大切さ、今残る秋田の自然の大切さ等を、一人でも多くの市民が認識していくために、環境教育、景観教育に関する取り組みを推進します。このための方策として、市民向け講座やNPO、市民団体が実行する広報活動に対する支援について検討を進めます。



緑化イベントの開催（植樹祭）

3. みどりの拠点づくりを進めます

①都市公園の整備・拡充

- ・暮らしに身近な公園として、住区公園や近隣公園、地区公園等について、気軽に歩いて利用できる範囲（概ね300m）に配置することを目指して、都市公園の整備及び拡充を推進するとともに、新たに整備を行う公園については、企画段階からの市民参画を進めるとともに、市民協働のもと適正な管理を推進します。
- ・太平山リゾート公園、千秋公園、大森山公園等の総合公園、八橋運動公園等、多くの市民が訪れる都市基幹公園について、未開設部分の解消を目指して、整備拡充を推進します。
- ・風致公園や歴史公園等特殊公園において、未開設部分の解消を目指して、整備拡充を推進します。

②多様な公園緑地の整備・再整備の促進

- ・すでに利用されている身近な公園において、開設から長い期間を経ることにより、施設等の老朽化が著しい。また、周辺住民の年齢構成や余暇ニーズの変化に対応されずに、利用が低迷している公園等について、周辺住民の参画により、ニーズに対応したバリアフリー化や防災拠点としての施設充実、利用用途に応じた施設の整備等、公園のリニューアルを推進します。
- ・街区公園等の身近な公園を、一次堆雪場としての活用することにより、冬期間における快適な暮らしを確保するため活用方法などについて検討し、推進します。
- ・街区公園等、身近な公園の配置を推進するために、市民や事業者等との連携による借地公園等の導入を検討します。
- ・市民の発意による公園づくりを支援するために、「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」等を創設し、施設づくりの支援を行います。

③緑化重点地区の整備

- ・ みどりの拠点作りを推進し、緑豊かな住宅地の形成、県都秋田の顔となる中心市街地等拠点づくりを促進するために、緑化重点地区を設定し、優先的に緑化の推進や公園等の整備を進めます。

4. 県都秋田にふさわしい“顔”づくりを進めます

①中心市街地における風格ある緑による演出

- ・ 秋田駅西口に広がる秋田駅、広小路、仲小路、南通りから山王官公庁地域に至るまでの一体的な地域において、道路等の緑化を推進し、連続し管理された緑のネットワークを形成し、緑豊かな県都秋田に相応しい景観を創出します。
- ・ 千秋公園における歴史を伝える機能、観光拠点としての機能の向上を図るため、公園整備を推進します。さらに、秋田駅西口からの連続した道路等の緑化やポケットパーク等の整備を進め、緑のネットワークによる回廊空間を形成します。
- ・ 秋田中央道路の供用により、秋田駅の東西が連結し、秋田駅を中心とする地域は、一体的な地域となりました。このため、県都秋田にふさわしい地域として、秋田駅東西を含めた秋田駅周辺地域及び山王官公庁地域における幹線道路の一体的な緑化を推進します。
- ・ 市民や事業者等との協働による管理された緑化を推進するために、緑化地域制度や緑化施設整備計画認定制度の導入を検討します。さらに、地区計画等の活用により緑地の保全及び緑化率規制等による市街地の緑化を推進します。



千秋公園のツツジ

5. 水とみどりにネットワークづくりを進めます

①河川を活かした水と緑のネットワークの整備

- ・本市には一級河川雄物川水系雄物川、岩見川、太平川、旭川、猿田川、二級河川馬踏川、下浜鮎川等、多くの河川が流れています。
- ・これらの河川は、生き物にとって大切な水と緑のネットワークです。我々にとっても身近に感じられる親水空間です。雄物川河川敷には、水辺の広場、運動広場、多目的広場、テニスコート、野球場、ゴルフ場等が整備され、市民の憩い、スポーツの場として利用されています。また、雄物川を中心にカヌー等の水面利用も多く見られるようになり、カヌー発着場等が計画的に配置されています。
- ・また、桜並木や草花による緑化が市民の手により行われている地域等があります。身近な水と緑のネットワークとして、適正に維持管理を進めるとともに、河川改修等においては周辺自然環境に配慮した、多自然川づくりの実施を推進します。
- ・身近な親水空間であり、連続した水と緑の創出空間である河川空間において、市民との協働により河川公園、河川緑地等の整備促進を図るとともに、「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」等の適用による、公園づくりの支援を行います。
- ・雄物川及び旭川等において、川を中心としたまちづくりへの試み等が進められています。水と緑のネットワーク形成に向け、新たな試みへの支援を行います。



水と緑の調和（藤倉水源地）

②道路を活かした緑のネットワークの整備

- ・ 都市の骨格をなす道路網は、都市のイメージを創出する重要な要素の一つです。緑豊かな潤いある秋田の景観の創造、防災、延焼防止、ヒートアイランドの緩和等からも街路樹は大きな役割を担っています。
- ・ このため、秋田らしい、秋田の風土に沿った幹線道路網の街路樹の整備、また、都市計画道路の整備における街路樹の整備、草花等の花壇、プランター等の管理充実により、緑のネットワークづくりを進めます。
- ・ 街路樹や草花等の管理については、町内会、市民団体、事業者等による管理がこれまでも行われており、この継続を促進するとともに、新たな「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」等を適用するほか、ボランティアサポートプログラムの受け入れ等を積極的に進めます。



市街地の緑のネットワーク（山王官公庁緑地）

6. みどり豊かな生活環境づくりを進めます

①公共用地の緑化推進

- ・ 学校、官公庁敷地等公共公益施設及び用地において、周辺住民に対して、緑を感じられる景観を創造し、市街地部の緑の確保のため、積極的な緑化の推進を図ります。
- ・ 新たな公共施設整備においては、積極的な緑化を図ると共に、草花等による彩ある風景の創出を促進します。

②緑豊かな住宅地の創出

- ・ 緑豊かな住宅地の創出のため、地区計画等の区画内における緑化率制限制度の導入を検討します。
- ・ 市街地等を中心として、宅地の連続した花壇等による緑や花により彩りある景観の創出、連続した街区での生垣設置等、市民等の発意による緑化の推進のため、「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」等の適用による支援を行います。
- ・ 住宅地等における市民発意による緑化のため、すでに導入している緑地協定制度を進めるとともに、市民緑地制度等を働きかけ、緑化の推進を誘導します。

③民有地の緑化

- ・ 市街地における緑の確保のため、住宅地、工業集積地等における事業者等による積極的な緑地の確保を推進します。このため、大規模な事業所集積地については、緑化施設整備計画認定制度のほか、市民緑地制度の導入を働きかけるとともに、小規模な事業所においても緑化の推進を誘導します。さらに、地区計画等の活用により緑地の保全及び緑化率規制等による市街地の緑化を推進します。

7. 樹林地、農地等、自然の緑の保全を図ります

①地域の貴重な緑の保全

- ・ 地域の貴重なみどりである、金照寺山、手形山、城址、浜ナシ山等風致地区について、継続して、風致地区として指定し、保全を進めます。風致地区内にある民地の開発、公共事業等により重要な風致の保全が維持されない事態に対応して、特別緑地保全地区の指定、緑地保全地域の指定による保全を検討します。
- ・ 住宅地、商業集積地、工業集積地等の大規模な開発地域においては、開発行為にともなう緑化の指導を行います。

②樹林地の保全

- ・ 市街地の周囲に広がる樹林地は、岩見川、猿田川、旭川、馬踏川、下浜鮎川等の水源のかん養、生き物の野生育空間、まとまった緑の景観を形成する等、多様な役割を担っています。今後とも、保安林の指定、地域森林計画対象民有林の指定等を継続するとともに、風致地区として指定等の調査検討を進める等、適正な維持管理を行い良好な樹林地の保全を図ります。
- ・ 環境保全や景観形成、防災上、特に重要かつ良好な樹林地については、緑地保全地区の指定を検討します。
- ・ 樹林地においては、近年における産業構造、生活様式の変化から、維持管理が困難になっているところもあり、市民やNPO等のボランティアと協働して、市民緑地制度による樹林地の保全を進めます。
- ・ 日本海沿岸にひろがる海岸樹林地は、松くい虫等の大きな被害を受けました。白砂青松の風景回復、日本海からの風をさえぎり、秋田市の発展に大きな役割を担ってきたこの海岸樹林地帯の回復を支援します。



海岸樹林地（大森山公園周辺）

③ 農地の保全

- ・ 市内の農地は、稲作を中心に生活を支える基盤であるとともに、都市に身近な生物生育空間となっています。また、米の国あきたを象徴する田園風景の創出、地下水源の供給等多面的な機能を持っています。
- ・ この機能を維持するためにも、農業振興地域の継続的な指定による良好な農地の保全に努めます。
- ・ 農地においては、後継者不足や減反等により、休耕地が見られます。今後ともこの傾向が続くものと予想されます。一方で市民農園に対するニーズが高まっていることから、市民農園等の活用等、新たなニーズに応じた利用を検討します。



雄物川沿いに広がる田園

8. 生態系に配慮して地域の緑を守ります

①近郊樹林地等の保全

- ・ 田園地帯に広がる里地里山は、近隣集落住民に稲作等の実りのほか、山菜、生物生育地息等として良好な自然環境と懐かしい秋田の風景を創出してきました。しかしながら、里山等の維持管理の担い手不足等から、この荒廃が懸念されています。
- ・ このため、所有者の森林施業、また、市民やNPO等、ボランティア等と協働による施業等による里地里山の保全のための支援を進めるとともに、市民協働の一つのとりくみとして、市民緑地制度の活用等により保全を進めます。
- ・ 歴史ある樹木、樹林、すぐれた美観の樹木または、貴重な樹木について、保存樹として指定し、その適正な保存に努めてきました。保存樹は、制度上の問題や日常的な管理や近接する住民等への対応課題等多くの課題が残されています。しかしながら、今後も受けついた歴史的財産として、適正な維持管理のための指導や支援を行いながら、課題解決のため現行制度の見直し等について検討を進めます。
- ・ 地域の歴史を感じる貴重な緑である社寺林について、地域のシンボルとして保全に努めます。
- ・ 市街地近郊樹林地等の保全のため特別緑地保全地区の指定、緑地保全地域の指定による保全を検討します。

②森林公園等の整備・拡充

- ・ 市民に森とのふれあいや林業体験、記念植樹等を行う場として「市民の森」が提供されています。この市民の森については、利用ニーズに応じた整備拡充を進めると共に、適正な維持管理を行います。
- ・ 森林とのふれあいの場を多くの市民に提供するために、市民等の発意による公園づくりの実現等において、「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」等の適用による支援を行います。

第5章 緑地保全及び緑化の推進のための法制度の活用

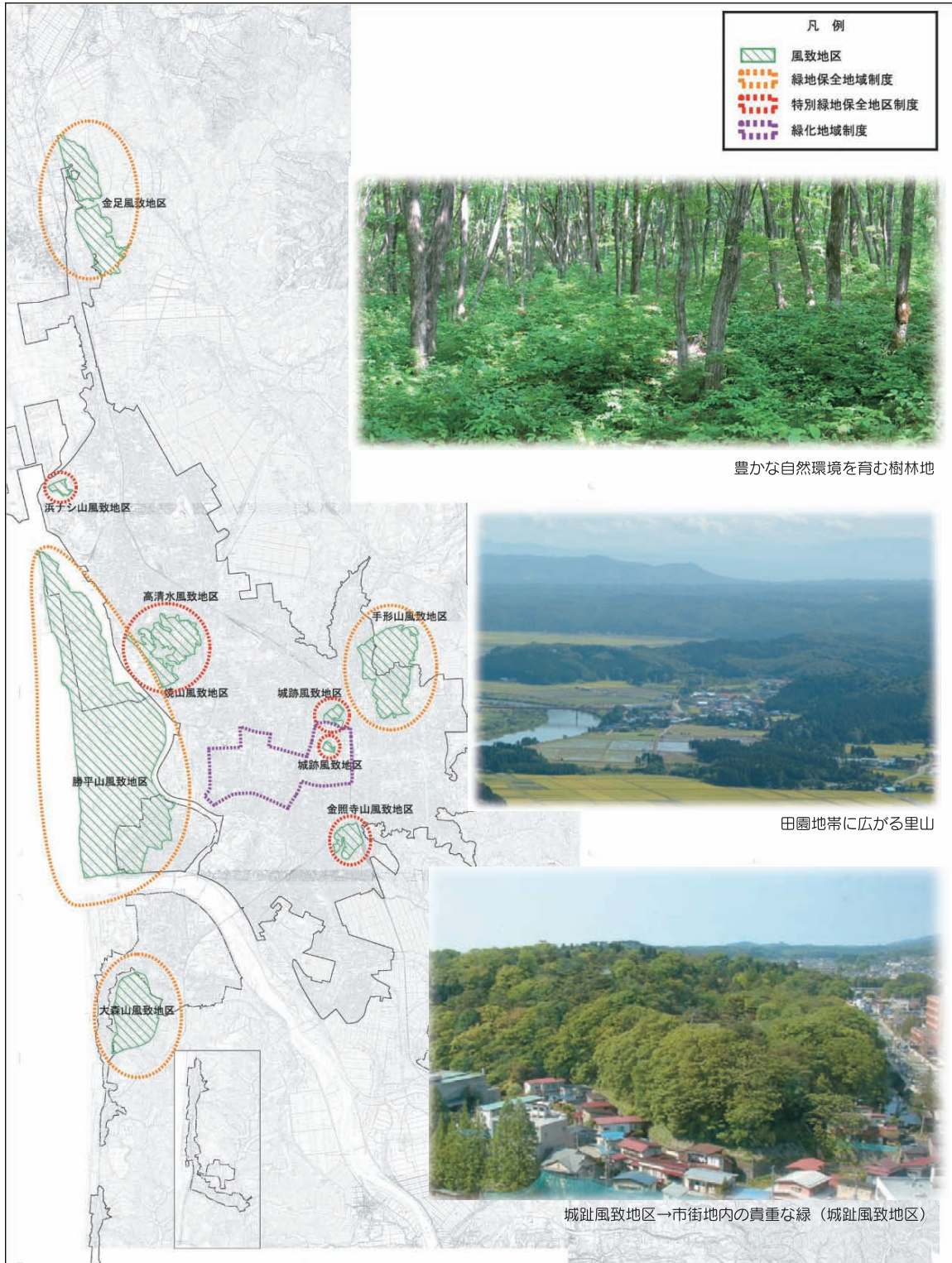
1. 緑地保全のための法制度の活用

- ・ 市街地の周囲に広がる樹林地は、水源のかん養、生き物の生育空間、まとまった緑の景観を形成する等、多様な役割を担っています。さらに、田園地帯に広がる里地里山は、近隣集落住民に稲作等の実りのほか、山菜、生物生育地域等として良好な自然環境と懐かしい秋田の風景を創出してきました。
- ・ 市街地近郊には、重要な風致の保全を維持するための風致地区等が指定されています。
- ・ この市街地近郊及び市街地の周囲に広がる樹林地等について、緑地保全地域、特別緑地保全地区等の緑地保全の指定を検討し、緑地の保全を進めます。
- ・ 金照寺山、手形山、城址、浜ナシ山等風致地区について、継続して、風致地区として指定し、保全を進めます。風致地区内にある民地の開発、公共事業等により重要な風致の保全が維持されない事態に対応して、特別緑地保全地区の指定、緑地保全地域の指定による保全を検討します。
- ・ 市街地内にある貴重な緑については、地区計画等において緑地の保全を行います。
- ・ 特別緑地保全地区や緑地保全地域における緑地保全の推進のため、土地所有者等との協議により、管理協定の締結や緑地管理機構の設立等についても検討します。



多面的な機能をもつ里山の景観

特別緑地保全地区、緑地保全地域について、具体的な適用の可能性としては、現行の風致地区等を基本に、概ね以下のような地域への指定等について検討を進めます。



2. 緑化推進のための法制度の活用

- ・ 市街地における緑化の推進においては、公的施設等における緑化の推進に合わせて、市民や事業者等の協力による、民地の緑化が重要となります。
- ・ これまでも地区計画における緑化率の規制、建築協定、緑地協定等により、緑化を進めてきました。今後もこれらの制度を適用しながら、身近な緑化を推進します。
- ・ また、秋田市において緑の保全、整備、創造等の施策を重点的推進するためのモデル地区として、緑化重点地区を定めています。緑化及び緑地の現状等を鑑み、秋田市の目指すべき緑地の創造のため、市街地における緑化の充実、さらに身近な公園の整備充実を重点的に図り、先導する地区を緑化重点地区として定めます。
- ・ 秋田駅周辺や山王官公庁等の中心市街地や緑の不足している住宅地等において、緑化地域制度の導入による緑化の義務づけや、地域への緑地、緑化施設を公開する市民緑地制度、建築物の屋上、空地等の敷地内等の緑化施設整備計画認定制度等へのとりくみについて、税制面等の優遇措置等メリット等のPRを積極的に進め、導入を促進します。
- ・ 市民緑地制度や緑化施設整備計画認定制度の導入に合わせて、緑地の取得、管理の充実を図るために、緑地管理機構の創設を検討します。



市民に身近な緑化の推進

第6章 緑化重点地区計画

1. 緑化重点地区とは

緑化重点地区とは緑の保全、整備、創造等の施策を重点的に推進し、緑の基本計画の目標を先導して具体化するため、一定の地区を設定し、短期間で集中的に緑化事業を行い、緑化推進のモデルとして他地区への波及を目指す地区です。

地区の選定にあたっては、次に示す地区の選定条件を踏まえ設定します。

- 県都としてふさわしい“顔”となる地区
- 駅前など都市のシンボルとなる地区
- 第5次秋田市都市マスタープランで位置づけられている「拠点」となる地区
(拠点：第5次秋田市都市マスタープランにおいて「都心・中心市街地」「地域中心」として、都市機能の高度利用化、都市機能集積を進めていく地域)
- 緑が少ないまとまりのある住宅地

※緑がすくないまとまりのある住宅地については、人口密度4,000人/km²以上で、身近な公園が少ない地区、または質的低下がみられる公園が集積している地区として抽出しました。

2. 緑化重点地区の設定

緑化重点地区の性格を踏まえ、市街地における緑化の充実、さらに身近な公園の整備充実を重点的に図り、先導する地区として、次の4地区を位置づけます。

- ① 秋田駅周辺地区
- ② 土崎周辺地区
- ③ 新屋周辺地区
- ④ 檜山周辺地区

■緑化重点地区の選定条件と緑化重点地区

緑化重点地区の選定条件	①秋田駅 周辺地区	②土崎周辺 地区	③新屋周辺 地区	④榎山周辺 地区
県都としてふさわしい“顔” となる地区	●			
駅前など都市のシンボル となる地区	●	●	●	
都市マスタープランで位置 づけられている「拠点」と なる地区	●	●	●	
緑が少ないまとまりのある 住宅地		●	●	●

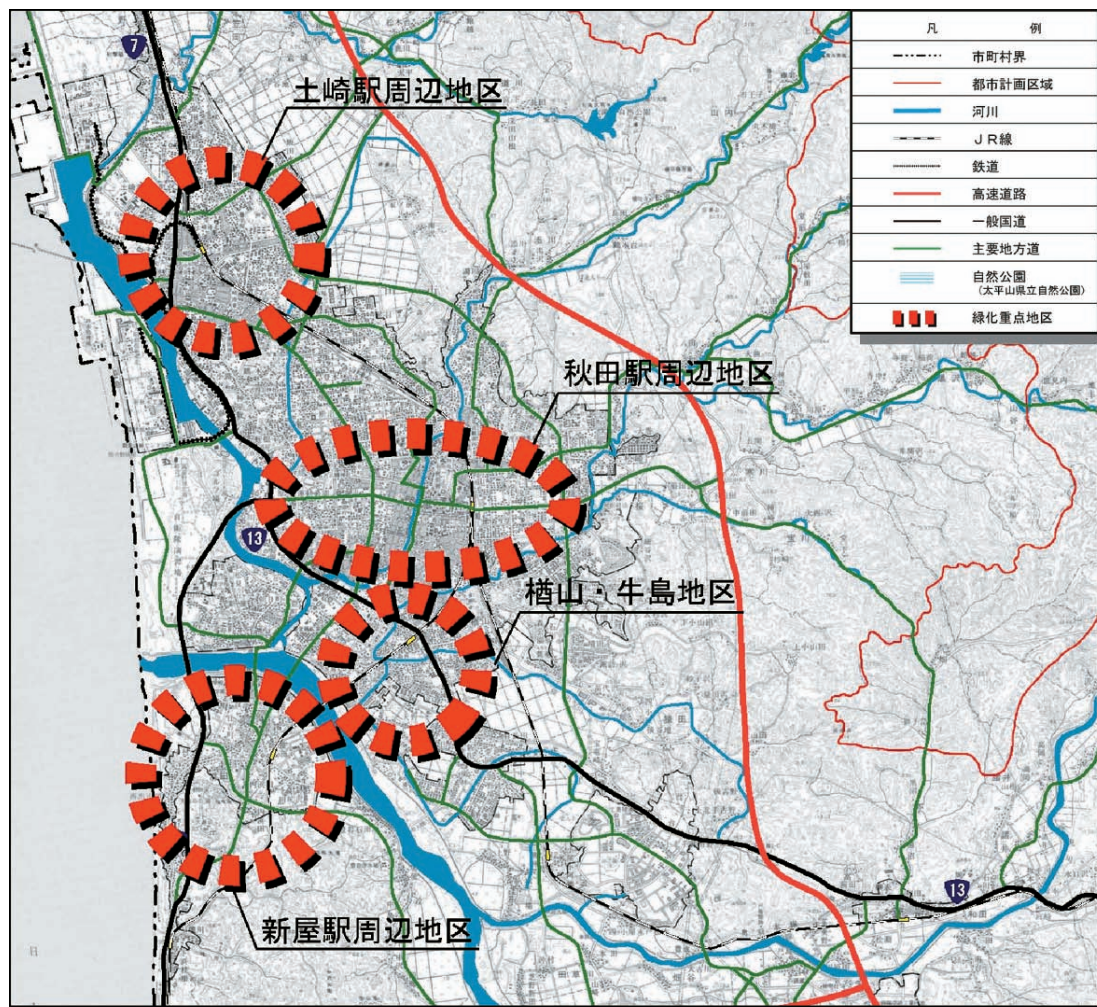


図 3 - 6 - 1 緑化重点地区の位置

① 秋田駅周辺地区

(1) 地区の現況

これまで緑化重点地区に設定されていた秋田駅周辺地区は、秋田市の中心的な商業地と秋田駅があり、千秋公園のみどりと歴史を有する「秋田市の顔」を形成する地区です。「秋田市の顔」にふさわしい、風格ある緑あふれる空間づくりが行われてきました。同じく、山王官公庁周辺地区は古くから秋田県、秋田市の行政の中心としての機能を持つ地域です。これまで市役所周辺の緑道やけやき通りなど、街路樹が植樹され、都市の緑が整備されてきました。また、花のあるまちづくり活動の場として、山王大通りでも美化活動が行われてきました。

平成19年9月には、秋田駅の東西をつなぐ秋田中央道路が開通し、秋田駅東側から秋田駅西側を経て山王官公庁までの連絡機能が強化されました。

このため、これまで2つに区分されていた緑化重点地区を一体的なエリアとして統合するとともに、老朽化した公園が多い保戸野地区までを広げ、駅周辺地区として再設定を行いました。秋田駅周辺地区においては、これまで創出されてきた都市の緑の維持や、新たな緑の創出など、県都の顔としてふさわしい緑あふれる空間づくりを推進します。

表 地区の現況

地区の面積	1,002.76ha
地区の人口	63,111人
公園の開設面積	50.75ha

※地区の面積については、都市計画図1/10,000より図測した。

表 地区の人口

地 区	人 口	地 区	人 口
大 町	3,217	保戸野	6,141
旭 北	696	千 秋	4,539
旭 南	2,866	中 通	3,364
川 元	2,309	東 通	6,569
川 尻	5,807	手形(字)	6,191
山 王	5,335	広 面	14,052
高 陽	2,025	合 計	63,111

資料：平成17年度国勢調査結果

表 3-6-1 地区の都市公園

種別	名 称		面積(ha)		種別	名 称		面積(ha)		
	番号	公園名	計画	開設		番号	公園名	計画	開設	
街区	2.2.1	保戸野街区公園	0.23	0.13	街区	2.2.116	保戸野桜町街区公園	0.10	0.14	
	2.2.2	金砂神社街区公園	0.10	-		2.2.117	保戸野八丁街区公園	0.10	0.13	
	2.2.3	中島街区公園	0.10	-		2.2.120	沼田街区公園	0.24	0.24	
	2.2.6	手形堀反街区公園	0.17	-		2.2.133	大町三丁目街区公園	0.05	0.05	
	2.2.7	上通町街区公園	0.02	0.02		2.2.148	広面長沼街区公園	0.07	0.07	
	2.2.8	旭北街区公園	0.01	-		2.2.173	保戸野鉄砲町街区公園	0.28	0.28	
	2.2.9	保戸野境第1街区公園	0.17	-		2.2.184	広面街区公園	0.06	0.06	
	2.2.10	山王田街区公園	0.23	-		2.2.192	保戸野千代田町街区公園	0.30	0.30	
	2.2.11	西法寺街区公園	0.19	-		2.2.197	広面釣瓶町街区公園	0.13	0.13	
	2.2.12	川反三丁目街区公園	0.04	0.04		2.2.217	広面野添街区公園	0.27	0.27	
	2.2.14	土手谷地町街区公園	0.12	0.12		2.2.218	手形中谷地街区公園	0.18	0.18	
	2.2.15	中通三丁目街区公園	0.40	0.40		2.2.219	広面谷地眼街区公園	0.28	0.28	
	2.2.16	堀反町街区公園	0.27	0.27		2.2.220	広面高田街区公園	0.35	0.35	
	2.2.17	中通六丁目街区公園	0.10	0.15		2.2.221	広面小沼街区公園	0.17	0.17	
	2.2.18	楢山明田街区公園	0.18	0.18		2.2.222	広面鬼頭街区公園	0.30	0.30	
	2.2.22	四十間堀川反街区公園	0.28	-		2.2.223	広面鬼頭第2街区公園	0.31	0.31	
	2.2.23	感恩講街区公園	0.15	0.12		2.2.226	川尻上野街区公園	0.10	0.10	
	2.2.24	旭南街区公園	0.07	-		2.2.230	拠点第1街区公園	0.75	0.75	
	2.2.51	下夕野街区公園	0.31	0.32		2.2.232	手形新栄町街区公園	0.11	-	
	2.2.52	川尻西街区公園	0.17	0.17		2.2.233	手形山崎街区公園	0.42	-	
	2.2.53	御休下第1街区公園	0.32	0.32		2.2.234	手形西谷地第1街区公園	0.27	-	
	2.2.54	総社神社街区公園	0.80	0.82		2.2.235	手形西谷地第2街区公園	0.21	-	
	2.2.55	川尻総社前街区公園	0.23	-		2.2.236	手形十七流第1街区公園	0.18	-	
	2.2.56	川尻カイ八街区公園	0.13	0.13		2.2.237	手形十七流第2街区公園	0.19	-	
	2.2.57	川元松丘街区公園	0.13	0.13		近隣	3.3.1	楢山明田近隣公園	1.20	-
	2.2.58	川尻山ノ下街区公園	0.18	0.18			3.3.7	沼田近隣公園	1.00	1.01
	2.2.59	山王第1街区公園	0.66	0.66			3.3.15	秋田駅東近隣公園	1.80	-
	2.2.60	山王第2街区公園	0.22	0.22			3.3.16	広面近隣公園	3.20	2.30
	2.2.61	御休下第2街区公園	0.23	0.23		総合	5.5.1	千秋公園	20.70	16.29
	2.2.62	若葉町街区公園	0.20	0.20		運動	5.5.1	八橋運動公園	26.70	21.73
2.2.63	川尻中島街区公園	0.22	0.22	児童遊園地	広面樋ノ口第二児童遊園地		0.13	0.13		
2.2.102	川尻総社後街区公園	0.15	0.15	合 計			66.23	50.75		

(2) 地区の課題

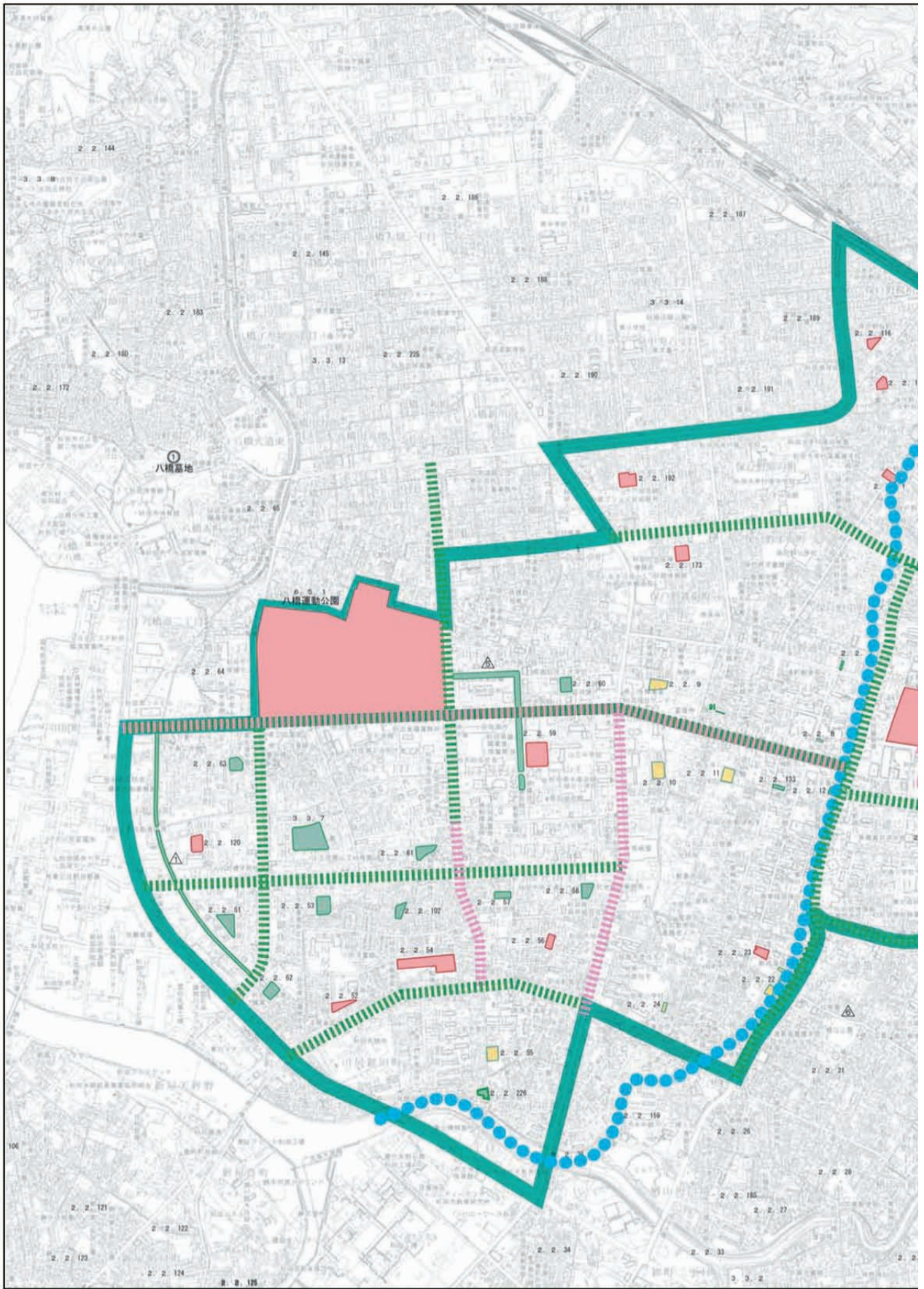
- 現在供用中の公園の老朽化
- 市を代表する千秋公園の有効活用
- 市街地の緑の連続性確保

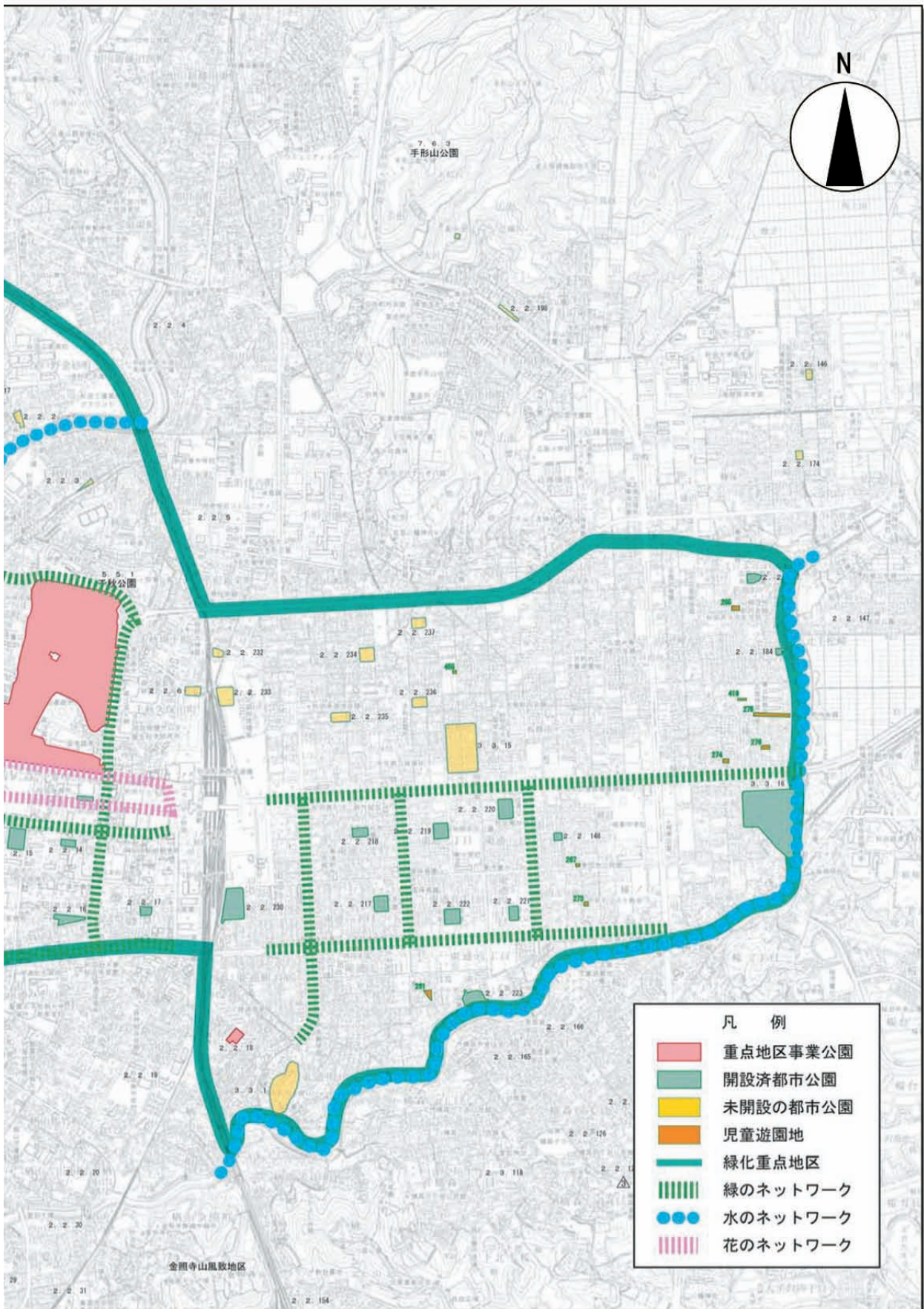
(3) 緑化の基本方針

- 現在供用中の公園のリニューアルによる機能性向上（バリアフリー化を含む）
- 千秋公園を核とした水と緑のネットワークの形成
- 中央道路沿線における緑化及び美化活動の推進

(4) 緑化の目標

公園整備目標（再整備） 14箇所 41.21ha





② 土崎周辺地区

これまで緑化重点地区に設定されていた土崎駅周辺地区は、秋田市北部の中心的なエリアであり、西側には秋田港が隣接し、古くから港町として栄えてきた市街地です。また、国の重要無形文化財に指定される土崎港曳山祭りが開催されたり、多くの社寺が立地していたりと、歴史・文化を持つ地域です。これまでは、都市計画道路横山金足線の開通に合わせた公園整備などが行われてきましたが、依然として土崎駅周辺地区や将軍野南地区、隣接する寺内地区などでは、老朽化した公園が多くみられるなど、継続的な整備が求められています。そのため、これまでの土崎駅周辺地区をベースに寺内地区を含むようにエリアを拡大し、新たに土崎周辺地区として設定しました。

表 3-6-2 地区の現況

地区の面積	779.25ha
地区の人口	45,000人
公園の開設面積	9.43ha

※地区の面積については、都市計画図より図測した。

表 3-6-3 地区の人口

地 区	人 口	地 区	人 口
寺 内	10,015	土崎港その他	2,974
土崎港中央	4,944	将軍野東	3,943
土崎港東	2,971	将軍野南	4,191
土崎港西	1,371	将軍野その他	3,681
土崎港南	3,201	港 北	1,358
土崎港北	6,351	合 計	45,000

資料：平成17年度国勢調査結果

表 3-6-4 地区の都市公園

種別	名 称		面積(ha)	
	番号	公園名	計画	開設
街区	2.2.65	下八橋街区公園	0.21	-
	2.2.67	寺内後城街区公園	0.16	-
	2.2.68	後城第1街区公園	0.23	-
	2.2.69	後城第2街区公園	0.27	-
	2.2.70	幕洗川街区公園	0.31	0.31
	2.2.71	御蔵町街区公園	0.18	-
	2.2.72	雄物岸街区公園	0.57	0.57
	2.3.73	古川町街区公園	1.40	1.40
	2.2.83	東後街区公園	0.20	-
	2.2.85	土崎街区公園	0.49	0.50
	2.2.86	琴平第1街区公園	0.15	0.14
	2.2.87	琴平第2街区公園	0.18	0.18
	2.2.88	土崎駅東第1街区公園	0.65	-
	2.2.89	土崎駅東第2街区公園	0.18	-
	2.2.90	土崎駅東第3街区公園	0.35	0.35
	2.2.91	将軍野東三丁目街区公園	0.20	0.20
	2.2.92	二葉町第2街区公園	0.13	0.09
	2.2.93	二葉町第3街区公園	0.27	-
	2.2.94	土崎なかよし街区公園	0.12	-
	2.2.95	本山町街区公園	0.24	0.24
	2.2.96	将軍野第1街区公園	0.16	-
	2.2.97	将軍野第2街区公園	0.18	-
	2.2.98	将軍野第3街区公園	0.23	-
	2.2.99	将軍野第4街区公園	0.25	-
	2.2.100	高野街区公園	0.23	-
	2.2.104	若松町街区公園	0.29	0.29
	2.2.130	通り穴第1街区公園	0.10	0.10
	2.2.135	通り穴第2街区公園	0.09	0.09
	2.2.136	通り穴第3街区公園	0.06	0.06
	2.2.144	兎桜街区公園	0.05	0.05
	2.2.172	さつき台街区公園	0.13	0.13
	2.2.178	市場西第2街区公園	0.17	0.17
2.2.179	市場西第3街区公園	0.21	0.21	
2.2.180	寺内蛭根街区公園	0.38	0.38	
2.2.183	油田街区公園	0.06	0.06	
近隣	3.3.8	寺内古四王近隣公園	3.70	-
	3.3.9	前谷地近隣公園	2.00	1.57
	3.3.10	高清水近隣公園	1.10	-
	3.2.12	二葉町近隣公園	0.80	-
特殊(歴史)	8.5.1	高清水公園	39.20	2.34
合 計			55.88	9.43

(2) 地区の課題

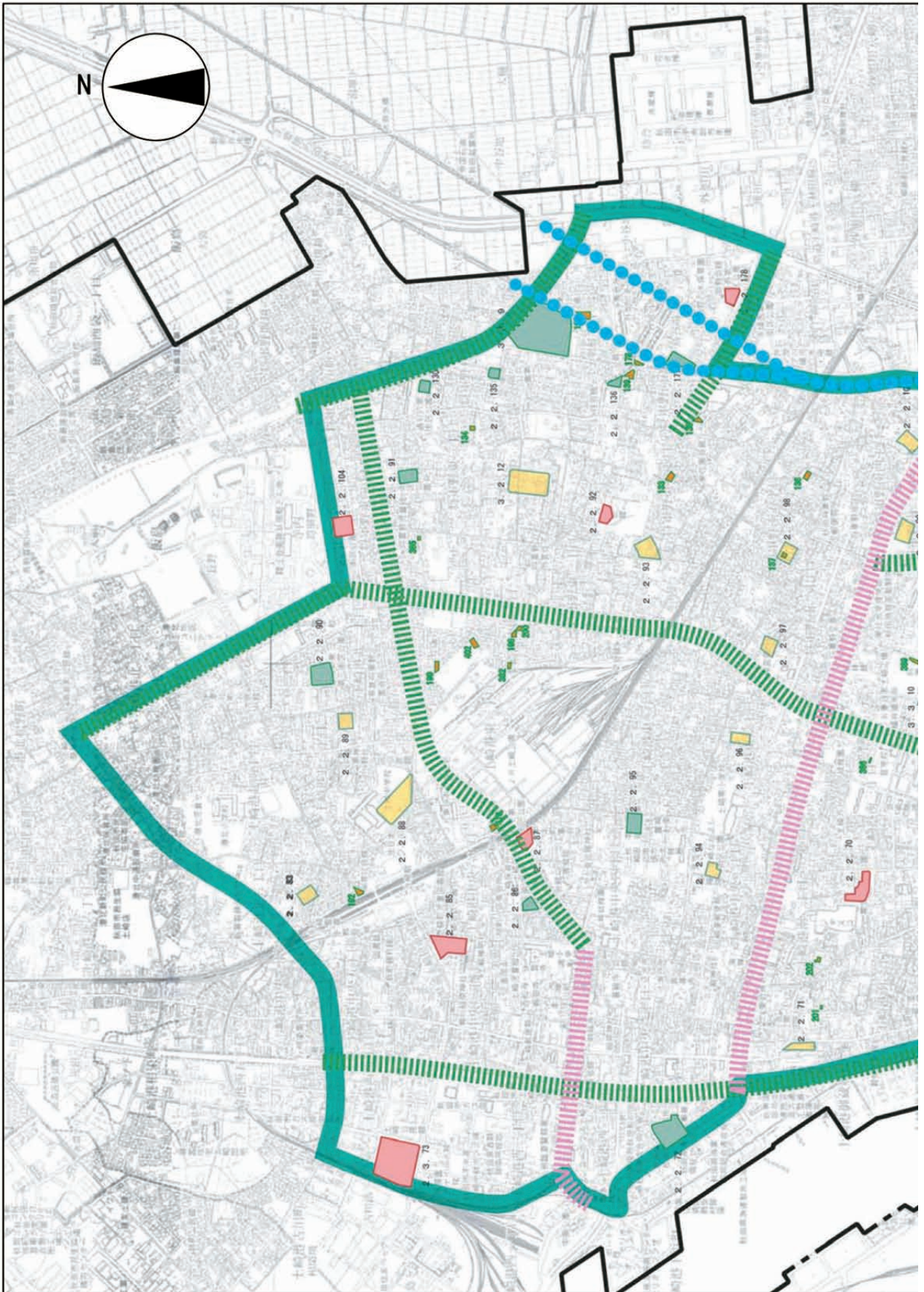
- 現在供用中の公園の老朽化
- 都市計画公園の整備促進
- 市街地の緑の連続性確保

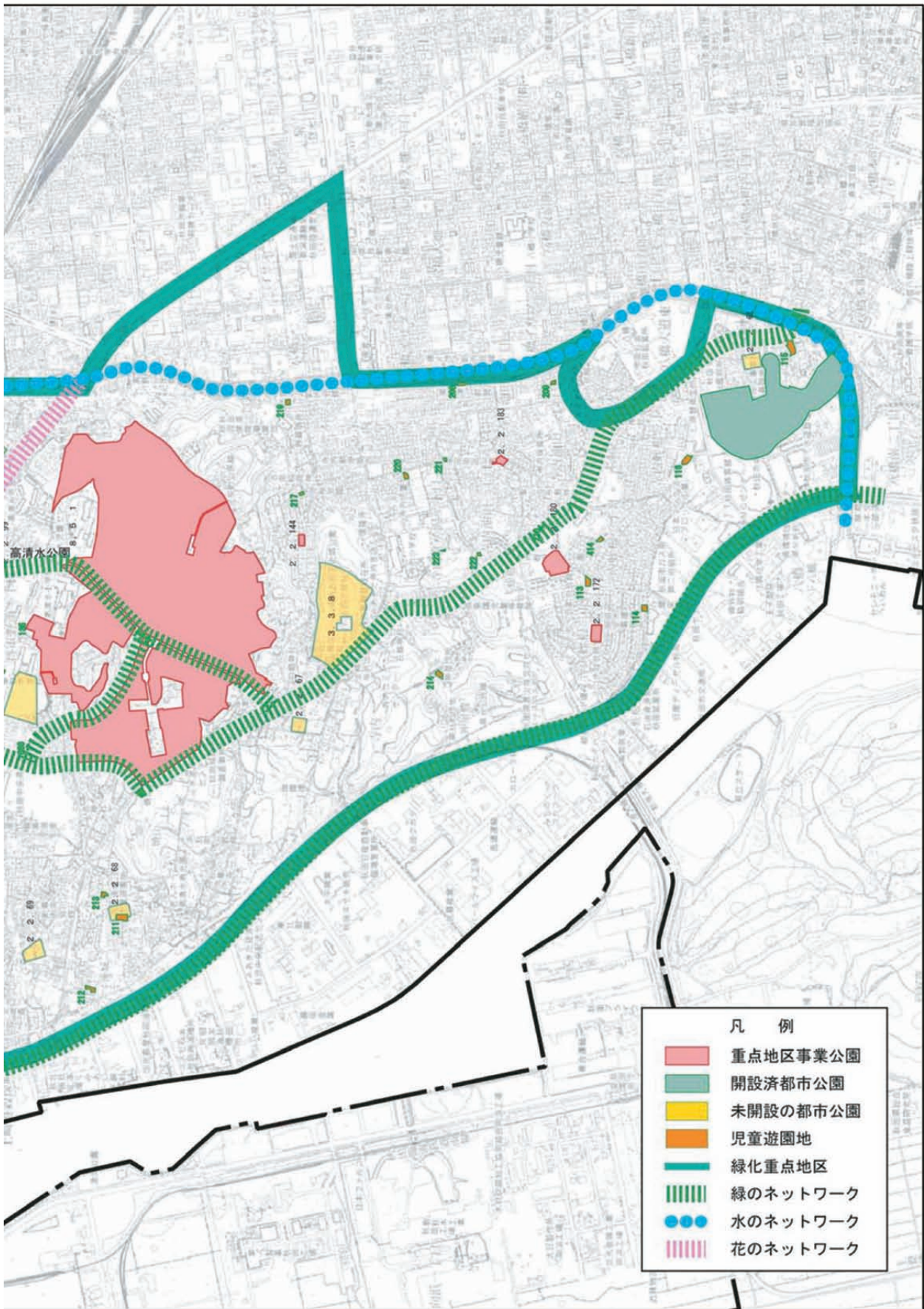
(3) 緑化の基本方針

- 現在供用中の公園のリニューアルによる機能性向上（バリアフリー化を含む）
- 現在計画決定されている住区基幹公園の整備促進
- 水と緑のネットワークの形成

(4) 緑化の目標

公園整備目標（再整備） 12箇所 5.90ha





③ 新屋周辺地区

新屋駅周辺地区は、秋田市西部の中心的な住宅地であり、南側には秋田市のシンボルである大森山公園が隣接しています。また、西側には海岸部には松林があり、良好な海岸景観を形成しています。また、北側には雄物川が流れ、雄物川河川緑地が隣接しています。

これまでは、老朽化した公園の再整備などが行われてきましたが、依然として老朽化公園が残っており、継続的な整備が求められます。また、隣接する大森山公園の整備充実も求められています。そのため、大森山公園を含むようにエリアを拡大し、新たに新屋周辺地区として設定しました。

表 3-6-5 地区の現況

地区の面積	491.45ha
地区の人口	20,806人
公園の開設面積	76.43ha

※地区の面積については、都市計画図1/10,000より図測した。

表 3-6-6 地区の人口

地 区	人 口
新 屋	15,313
浜 田	2,977
下 浜	2,516
合 計	20,806

資料：平成17年度国勢調査結果

表 3-6-7 地区の都市公園

種別	名 称		面積(ha)	
	番号	公園名	計画	開設
街区	2.2.41	新屋丸岡第1街区公園	0.30	-
	2.2.42	新屋西第2街区公園	0.25	0.25
	2.2.43	新屋西第1街区公園	0.20	0.20
	2.2.44	新屋表町街区公園	0.27	0.27
	2.2.45	新屋下夕野街区公園	0.37	-
	2.2.46	新屋新町街区公園	0.25	0.25
	2.3.47	栗田神社街区公園	1.10	0.31
	2.2.101	栗田町第2街区公園	0.21	0.21
	2.2.103	新屋大川端街区公園	0.29	0.29
	2.2.132	田尻沢街区公園	0.17	0.17
	2.2.155	花畑街区公園	0.17	0.17
	2.2.160	田尻沢第1街区公園	0.09	0.09
	2.2.161	田尻沢第2街区公園	0.10	0.10
	2.2.199	新屋西第3街区公園	0.16	0.13
近隣	3.3.3	新屋丸岡第2近隣公園	1.20	-
	3.3.4	日吉神社近隣公園	2.70	-
	3.4.5	大川端带状近隣公園	4.20	4.20
総合	5.6.2	大森山公園	70.50	69.31
児童遊園地 (950m ² 以上)		新屋比内町児童遊園地	0.15	0.15
		新屋大川町第一児童遊園地	0.10	0.10
		新屋大川町第二児童遊園地	0.13	0.13
		新屋関町後児童遊園地	0.10	0.10
合 計			83.01	76.43

(2) 地区の課題

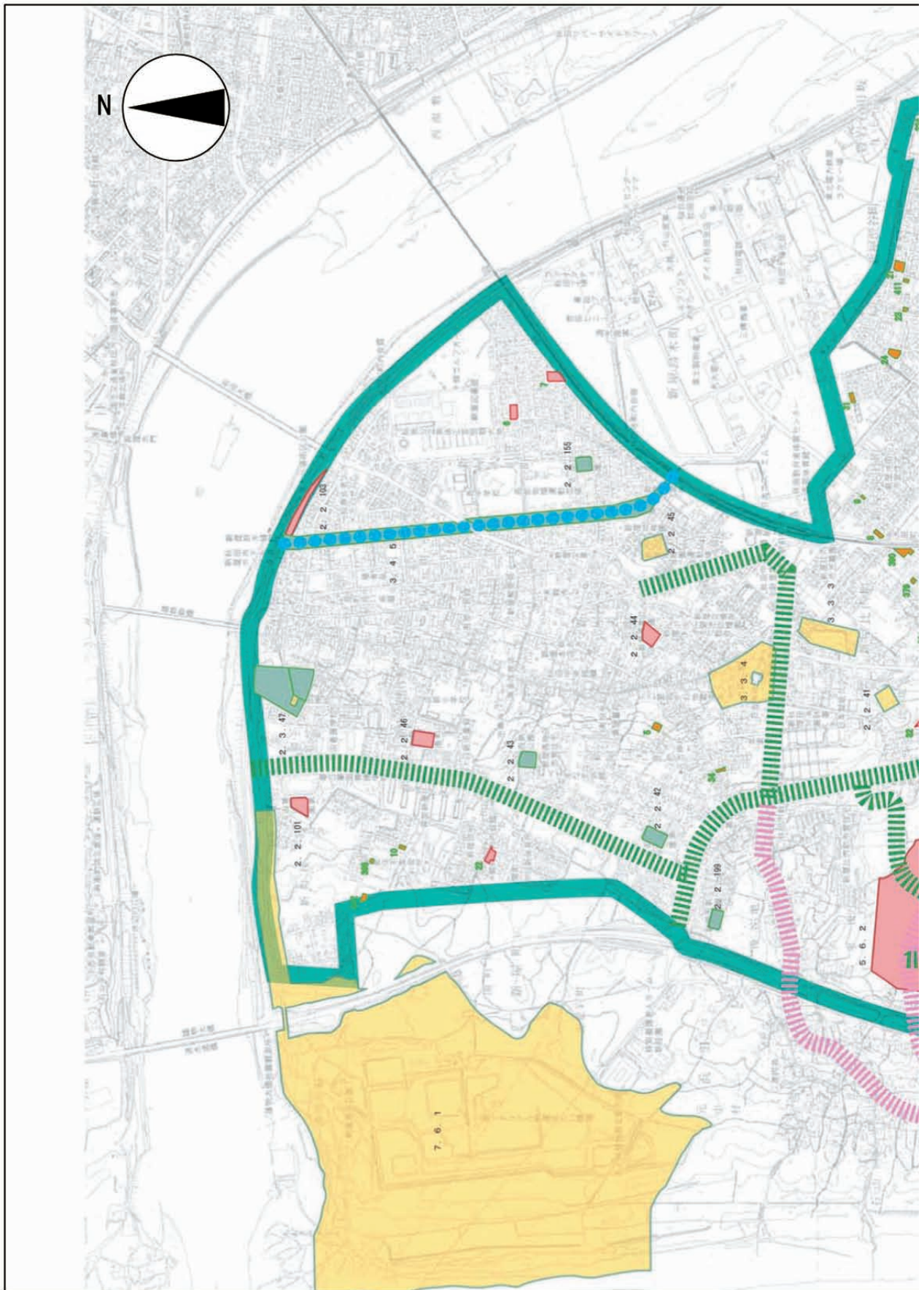
- 現在供用中の公園の老朽化
- 都市計画公園の整備促進
- 市街地の緑の連続性確保

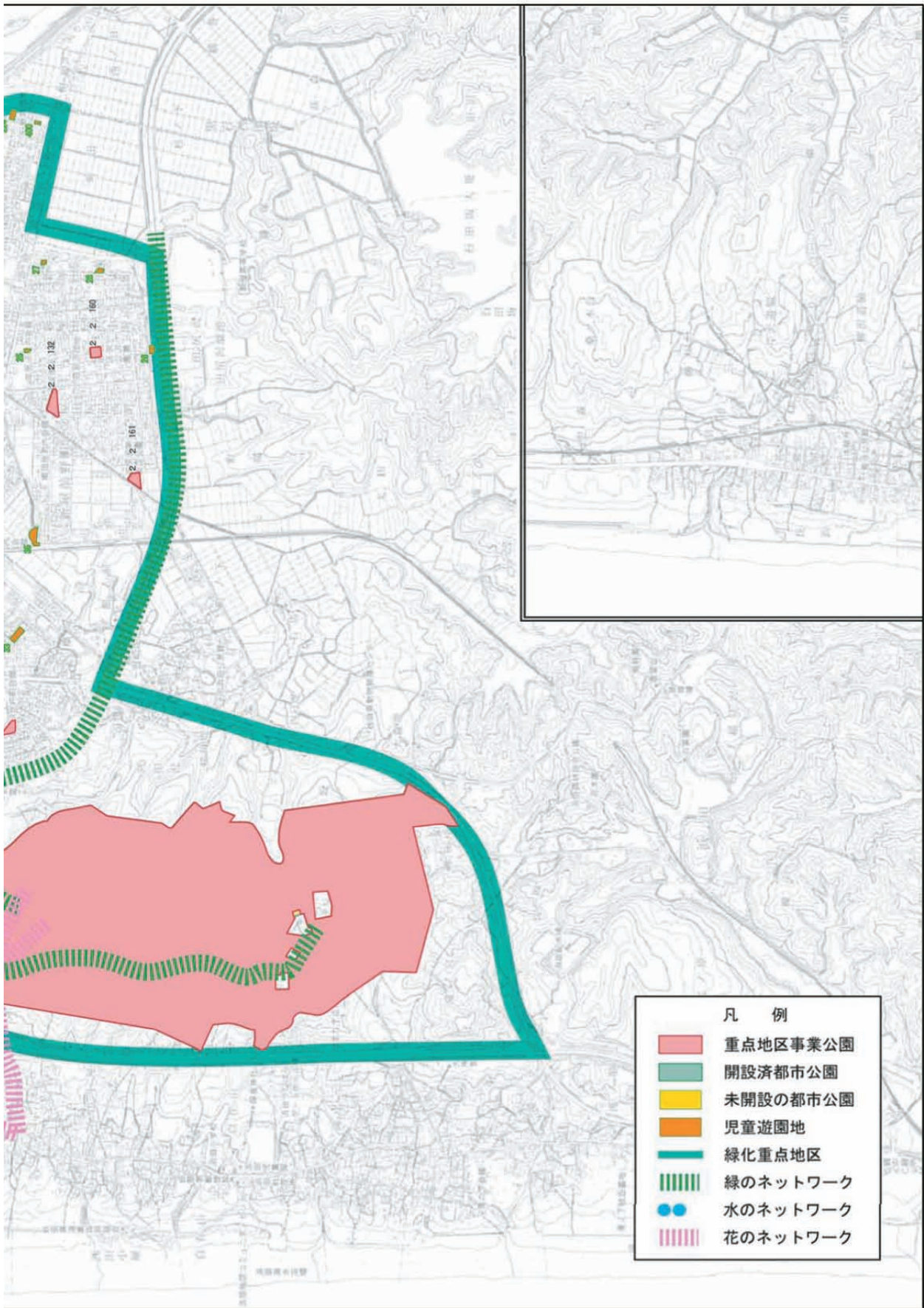
(3) 緑化の基本方針

- 現在供用中の公園のリニューアルによる機能性向上（バリアフリー化を含む）
- 現在計画決定されている住区基幹公園の整備促進
- 大森山公園の整備促進
- 大森山公園及び雄物川を核とした水と緑のネットワークの形成

(4) 緑化の目標

公園整備目標（再整備）	12箇所	71.17ha
-------------	------	---------





④ 榎山周辺地区

大住・牛島・榎山地区は、秋田市中央部から南部にまたがる住宅密集地であり、南側には雄物川河川緑地が隣接しています。大住地区と牛島地区は、民間による小規模な宅地開発が連続して形成された地区であり、都市公園の配置が不十分で、十分な緑地面積が確保できていない地区です。

榎山地区においては、古くから形成された住宅地であり、東側には一ツ森公園が隣接しています。しかし、街区公園等の住宅地の中にある緑地については、老朽化が見られます。また、区画整理事業等が行われていない地域であるため、都市計画公園の整備にも遅れが見られる地域です。

そのため、榎山周辺地区として緑化重点地区に設定し、既存の都市公園及び児童遊園地等の緑地の再整備を推進します。

表 3-6-8 地区の現況

地区の面積	633.92ha
地区の人口	31,384人
公園の開設面積	73.27ha

※地区の面積については、都市計画図1/10,000より図測した。

表 3-6-9 地区の人口

地 区	人 口
榎 山	10,354
南 通	4,437
牛島東	6,020
牛島西	5,952
牛島南	1,450
大 住	3,171
合 計	31,384

資料：平成17年度国勢調査結果

表 3-6-10 地区の都市公園

種別	名称		面積(ha)	
	番号	公園名	計画	開設
街区	2.2.19	榑山宮田運動公園	0.96	-
	2.2.20	榑山寺小路街区公園	0.28	-
	2.2.21	榑山街区公園	0.15	0.15
	2.2.26	追廻街区公園	0.09	-
	2.2.27	加賀谷街区公園	0.15	-
	2.2.28	榑山末無町街区公園	0.90	0.50
	2.2.29	愛宕下街区公園	0.81	0.38
	2.2.30	百石橋街区公園	0.02	-
	2.2.31	金照寺山ノ下街区公園	0.05	-
	2.2.32	牛島第1街区公園	0.11	0.11
	2.2.33	柳原新田第1街区公園	0.97	-
	2.2.36	牛島第2街区公園	0.11	-
	2.2.37	牛島第3街区公園	0.18	-
	2.2.110	熊野神社街区公園	0.30	0.30
	2.2.111	狐森街区公園	0.10	-
	2.2.112	牛島西二丁目第1街区公園	0.13	0.13
	2.2.113	牛島西二丁目第2街区公園	0.10	0.10
	2.2.114	牛島西二丁目第3街区公園	0.20	-
	2.2.115	牛島東五丁目街区公園	0.50	0.41
	2.2.131	潟中島街区公園	0.08	0.08
	2.2.154	榑山石塚谷地街区公園	0.08	0.08
	2.2.157	潟中島第1街区公園	0.04	0.04
2.2.162	城南苑街区公園	0.04	0.04	
2.2.167	潟中島第2街区公園	0.18	0.18	
2.2.185	川口街区公園	0.18	0.18	
近隣	3.3.2	牛島運動公園	1.50	-
総合	5.6.3	一つ森公園	71.70	70.08
児童遊園地 (950m ² 以上)		仁井田西潟敷第一児童遊園地	0.25	0.25
		仁井田西潟敷第二児童遊園地	0.26	0.26
合計			80.42	73.27

(2) 地区の課題

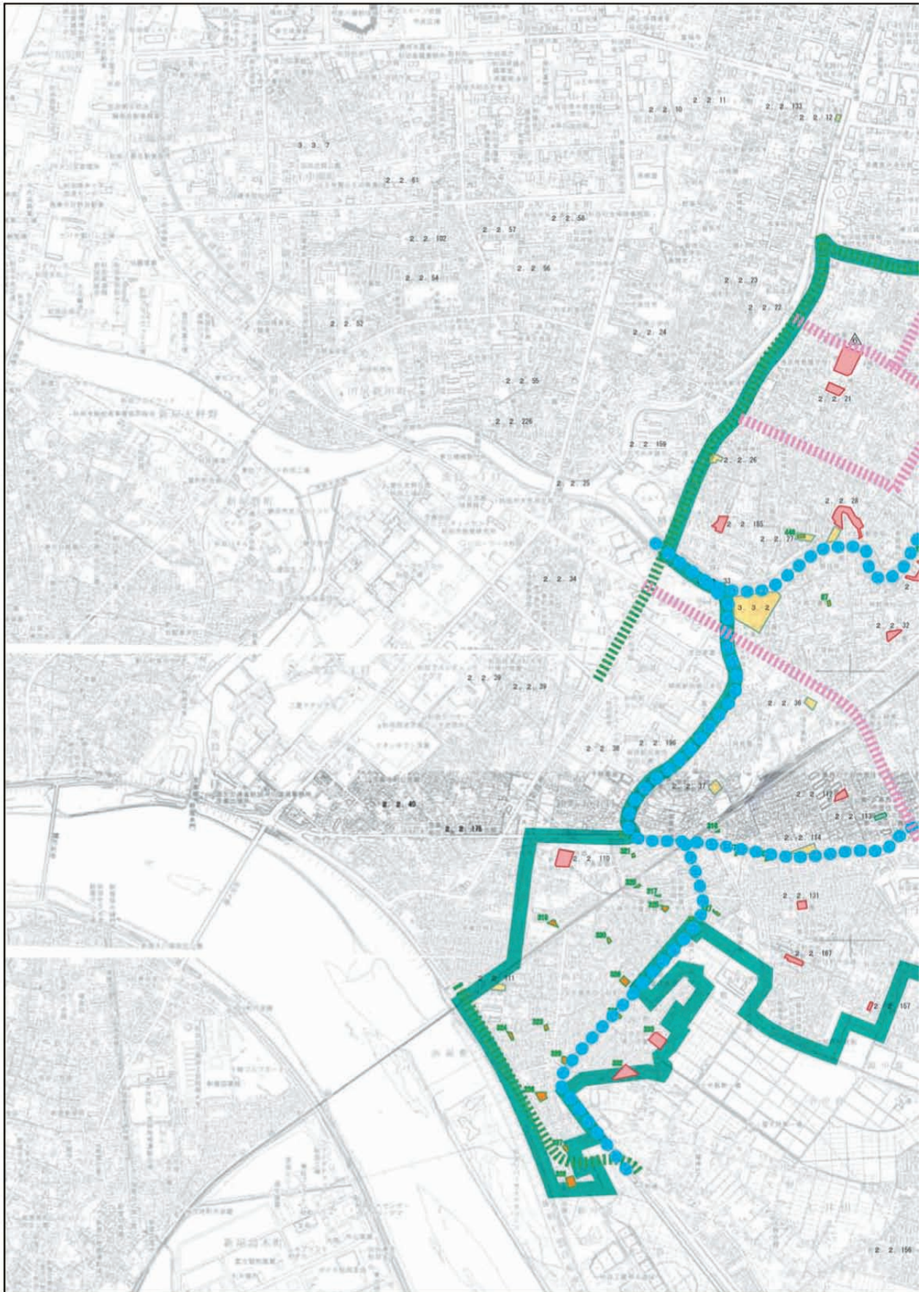
- 現在供用中の公園の老朽化
- 都市計画公園の整備促進
- 身近な緑の創出
- 市街地の緑の連続性確保

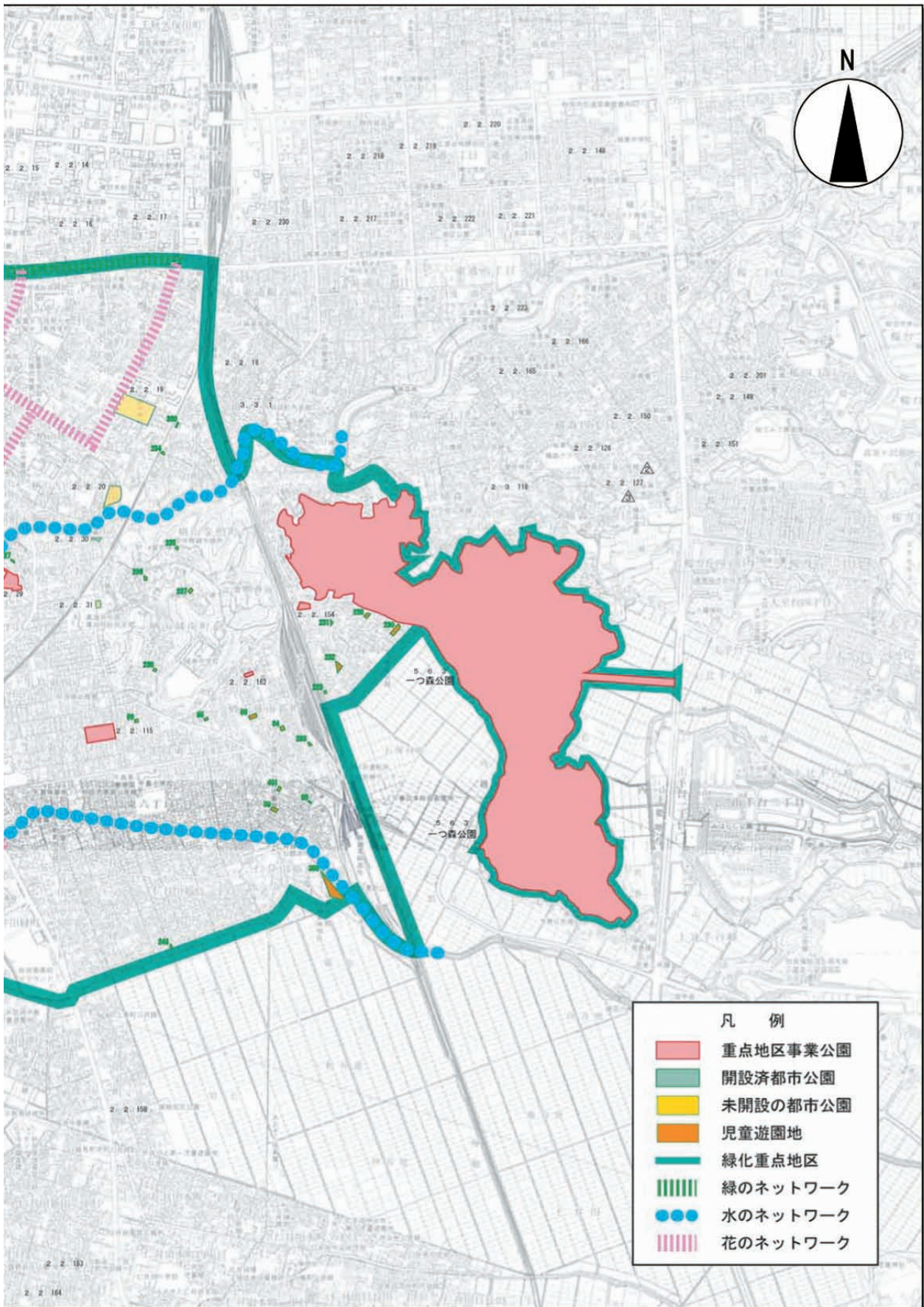
(3) 緑化の基本方針

- 現在供用中の公園のリニューアルによる機能性向上（バリアフリー化を含む）
- 現在計画決定されている住区基幹公園の整備促進
- 河川及び道路美化を主とした水と緑と花のネットワークの形成

(4) 緑化の目標

公園整備目標（再整備） 16箇所 73.17ha





凡 例	
	重点地区事業公園
	開設済都市公園
	未開設の都市公園
	児童遊園地
	緑化重点地区
	緑のネットワーク
	水のネットワーク
	花のネットワーク

第7章 「緑のまちづくり活動支援基金(仮称)」の創設

これまでの花苗、苗木の交付や広場づくりなど市民協働による緑化活動を支援する制度を再編・一本化し、新しい都市緑化支援制度として「緑のまちづくり活動支援基金(仮称)」を創設します。

この基金では、市民からの提案、申請に基づき、審査を経て、資金の助成を行うことで、市民自ら提案・実践する「緑のまちづくり活動」を支援します。これにより、市民の都市緑化活動に対する機動的な支援が可能になります。

基金は、市からの資金拠出とあわせて、市民・企業などから幅広く資金を調達し、基金を造成します。さらに、(財)民間都市開発推進機構の「住民参加型まちづくりファンド支援制度」を活用し、基金を創設します。



緑のまちづくり活動支援基金(仮称)のイメージ

これまでの市民とともに行ってきた花苗、苗木の交付などの事業について、市民に対してわかりやすく、発想の自由性を重んじるために、市民との協働による活動として推奨すべき活動内容を設け、助成分野を大きく2つに集約するものとします。

さらに、適正な活動に対して支援が行われるように、審査基準を設けるとともに、事業完了時等の報告を義務づけます。

「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」による助成部門

助成制度には、「身近なみどりと花いっぱい活動部門（ソフト部門）」と「みんなでつくる身近な緑の拠点部門（ハード部門）」の2つの部門を置きます。

（A）身近なみどりと花いっぱい活動部門（ソフト部門）

花壇の花植、シンボルとなる植樹など、まちなかの身近なみどりと花を増やすための活動に対して、助成を行います。

①花苗、生垣のための支援コース

一定の範囲での花壇や生垣などによりまちなかの身近なみどりと花を増やすための活動における材料費に対して助成を行います。

●助成対象：二人以上の市民グループ、団体、法人など（生垣は個人も可）

②花と緑いっぱい活動助成コース

花壇やフラワーポットなどを、歩いて楽しめる一定の範囲で通り沿いに配し、まちなかの身近なみどりと花を増やすための活動に対して、助成を行います。

●助成対象：二人以上の市民グループ、団体、法人など

（B）みんなでつくる身近な緑の拠点部門（ハード部門）

生垣、住宅街のオープンガーデンなどに対して、助成を行います。

①地域に安全と潤いを提供するみどりの拠点づくりコース

地域の避難路、通行などの危険性を回避するなど、地域の安全性に寄与するとともに、道路に面したブロック塀を撤去して、生垣を創造する活動や、道路に面した個人の庭の改良工事を行って、庭を公開できるオープンガーデンなどを作る事業などに対して助成します。（協定締結必要）

●助成対象：市民グループなど（生垣づくりについては個人も可能）

②地域に身近な緑の拠点づくりコース

地域のシンボルとして、緑豊かな居住地の創造、地域コミュニティの形成のために、身近な広場やオープンスペースを創造する活動に対して助成します。

●助成対象：市民グループ、町内会、NPO、事業者など



市民の手による花壇づくりへの支援